

下仁田町地域防災計画

風水害等対策編

令和6年3月

下仁田町防災会議

風水害等対策編 目次

第1部	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	防災の基本理念	1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	町の概況	8
第5節	災害の想定	10
第2部	災害予防対策	
第1章	風水害等に強いまちづくり	13
第1節	河川事業の推進	13
第2節	砂防事業の推進	14
第3節	山地防災事業の推進	15
第4節	農地防災事業の推進	16
第5節	雪害の予防	17
第6節	建築物の安全性の確保	18
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	19
第1節	避難体制の整備	19
第2節	要配慮者対策	21
第3節	災害危険区域の災害予防	23
第4節	情報収集・通信手段の確保	24
第5節	職員の応急活動体制の整備	25
第6節	防災関係機関の連携体制の整備	26
第7節	防災中枢機能等の確保	27
第8節	救助・救急、医療及び消火活動体制整備	28
第9節	緊急輸送活動体制の整備	29
第10節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	30
第11節	防災訓練の実施	31
第3章	住民等の防災活動の促進	32
第1節	防災知識の普及・啓発	32
第2節	住民の防災活動の環境整備	33
第4章	その他の災害予防	35
第1節	孤立集落対策	35
第2節	帰宅困難者対策	36
第3節	災害廃棄物対策	37
第4節	罹災証明書の発行体制の整備	38
第3部	災害応急対策	
第1章	情報収集・連絡及び通信の確保	39
第1節	警報等の伝達	39
第2節	災害情報の収集・連絡	41
第3節	通信手段の確保	43
第4節	広報・広聴活動	45
第2章	活動体制の確立	47
第1節	災害警戒本部・災害対策本部の設置	47
第2節	災害対策本部の組織	48
第3節	職員の非常参集	52
第4節	広域応援の要請等	53
第5節	自衛隊への災害派遣要請	55
第3章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	58
第1節	浸水被害の拡大の防止	58

第2節	土砂災害の拡大の防止	59
第3節	風倒木による二次災害の防止	60
第4節	雪害の拡大の防止	61
第5節	空家の二次災害対策	62
第4章	救助・救急及び医療活動	63
第1節	救助・救急活動	63
第2節	医療活動	65
第5章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	67
第1節	交通の確保	67
第2節	緊急輸送	69
第6章	避難体制	71
第1節	避難活動	71
第2節	避難場所の開設	76
第3節	避難所の開設	77
第4節	応急仮設住宅等の提供	80
第5節	住宅の応急修理	81
第6節	障害物の除去	82
第7節	広域一時滞在	83
第8節	広域避難者の受入れ	84
第7章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	85
第1節	飲料水の調達・供給活動	85
第2節	食料等の調達・供給活動	86
第3節	生活必需品等の調達・供給活動	88
第8章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	90
第1節	保健衛生活動	90
第2節	防疫活動	92
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	93
第9章	施設、設備の応急復旧活動	95
第1節	施設、設備の応急復旧	95
第2節	ライフライン施設の応急復旧	96
第10章	自発的支援の受入れ	99
第1節	ボランティアの受入れ	99
第2節	義援金の受入れ	101
第11章	その他の災害応急対策	102
第1節	災害警備	102
第2節	農林業の災害応急対策	104
第3節	学校の災害応急対策	106
第4節	文化財施設の災害応急対策	108
第5節	動物愛護	110
第6節	災害救助法の適用	111
第12章	水防計画	113
第4部	災害復旧・復興対策	
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	119
第2節	原状復旧	120
第3節	計画的復興の推進	122
第4節	被災者等の生活再建の支援	123
第5節	被災中小企業等の復興の支援	127
第6節	公共施設の復旧	129
第7節	激甚災害法の適用	130
第8節	復旧資金の確保	132

第5部 事故・火山・火災災害等対策

第1章 道路災害応急対策.....	133
第1節 災害予防対策.....	133
第2節 災害応急対策.....	134
第3節 災害復旧対策.....	137
第2章 航空災害対策.....	138
第1節 災害予防対策.....	138
第2節 災害応急対策.....	139
第3章 鉄道災害対策.....	142
第1節 災害予防対策.....	142
第2節 災害応急対策.....	144
第3節 災害復旧対策.....	146
第4章 危険物等災害対策.....	147
第1節 災害予防対策.....	148
第2節 災害応急対策.....	150
第3節 災害復旧対策.....	154
第5章 県外の原子力施設事故対策.....	155
第1節 災害予防対策.....	156
第2節 災害応急対策.....	157
第3節 災害復旧対策.....	160
第6章 火山災害対策.....	161
第1節 災害予防対策.....	161
第2節 災害応急対策.....	162
第3節 災害復旧対策.....	164
第7章 大規模な火事災害対策.....	165
第1節 災害予防対策.....	165
第2節 災害応急対策.....	167
第3節 災害復旧対策.....	169
第8章 林野火災応急対策.....	170
第1節 災害予防対策.....	170
第2節 災害応急対策.....	171
第3節 災害復旧対策.....	173

第 1 部 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、下仁田町防災会議において策定し、町、町議会、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が相互に協力し、本町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、住民が自ら行う事項、地域における各種団体が行う事項及び大規模災害が発生した場合における被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施にあたっては、町の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、町議会、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の機関と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、町議会、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、町議会、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 下仁田町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関する事	9 被災した児童・生徒の応急の教育に関する事
2 防災に関する訓練に関する事	10 施設及び設備の応急復旧に関する事
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事	11 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事	12 緊急輸送の確保に関する事
5 予報・警報の伝達に関する事	13 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事
6 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事	14 災害復旧及び復興計画に関する事
7 消防、水防その他の応急措置に関する事	15 町防災会議に関する事
8 被災者の救難、救助その他保護に関する事	16 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事

2 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関する事	9 施設及び設備の応急復旧に関する事
2 防災に関する訓練に関する事	10 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事	11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事	12 緊急輸送の確保に関する事
5 予報・警報の伝達に関する事	13 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事
6 消防、水防その他の応急措置に関する事	14 災害復旧及び復興計画に関する事
7 被災者の救難、救助その他保護に関する事	15 県防災会議に関する事
8 被災した児童・生徒の応急の教育に関する事	16 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 (前橋財務事務所)	1 金融機関に対する非常金融措置のあつせん、指導等に関すること 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること
群馬労働局	1 事業場における労働災害の防止に関すること 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の供給に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること

第1部 総則

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること 2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
東京航空局 (東京空港事務所)	1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する こと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動 に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に 関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関するこ と

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又 は応急復旧に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び 譲与に関すること

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する こと 2 災害特別事務取扱に関すること (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵 便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること

第1部 総則

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事 2 救護所の開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事 7 外国人の安否の調査に関する事 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事 2 気象予報・警報の周知に関する事 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4 放送施設に対する障害の排除に関する事 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド (株)(群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事 2 電力の供給の確保に関する事
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 医療救護活動の実施に関する事
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事
東海ガス(株)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事 2 都市ガスの供給の確保に関する事
(一社)群馬県LPガス協会	1 LPガス設備の保安の確保に関する事 2 LPガスの供給の確保に関する事 3 会員事業者の連絡調整に関する事
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事
地方鉄道事業者 上信電鉄(株)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 2 被災地の交通の確保に関する事
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
放送機関 群馬県テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関すること 2 気象予報・警報の周知に関すること 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること
土地改良区 鏑川	1 各土地改良区等の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること

6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
甘楽富岡農業協同組合 下仁田町森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること 3 県又は市町村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること 2 被災傷病者の救護に関すること
(一社)群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること
(社福)下仁田町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること 2 義援金品募集及び配分に関すること 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること 4 災害ボランティアセンターの設置及び開設に関すること
(社福)群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関すること
下仁田町商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること 2 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること 4 物価の安定についての協力に関すること
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること 2 周辺住民の安全の確保に関すること
群馬県建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること

第4節 町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

町は、群馬県西南部に位置し、東は富岡市、甘楽町、藤岡市、西は長野県佐久市、南は南牧村、多野郡神流町、北は富岡市、安中市、長野県軽井沢町にそれぞれ接している。

町の総面積は188.38km²であり、県面積の2.98%を占めている。

【町の位置等】

位置（役場）	広ぼう
東経138度47分32秒	東西17.5km
北緯36度12分33秒	南北10.25km

(2) 地勢

町の総面積のうち約85%を山林及び原野が占め、町の東部に鐮川流域の小規模な平野が形成されているほかは、大部分が山腹の複雑な傾斜地で形成されている。

町の東南には稻含山、中央南には四つ又山、物語山、西南には荒船山、西には物見山、北西には妙義山、大桁山があり、中心市街地はこれらの山々に囲まれた盆地にある。主要河川は、下仁田市街地付近で北から西に鐮川、谷を異にして、西に南牧川、南に青倉川、栗山川が流れている。

(3) 地質

町の主な地層は、秩父層群やそれを起源にしてできた変成岩類（青岩）及び中生代の白亜紀層（栗山・跡倉・宮室万年橋等）・新生代の新第三紀（川井・馬山・西牧北部など）の中期中世紀までの各地層である。

この地層を基盤とした上に、後期中新世の火山活動に伴う地層や火成岩類を堆積させた本宿層群の火山性碎屑岩層があり、下仁田町西部の小坂・西牧地域を中心として広がっている。

(4) 気象

町の気候は、年平均気温12.9℃、年間降水量1,100mm前後である。

西野牧観測所（アメダス）における観測史上最大値は、日降水量が471.0mm（2019年10月12日）、日最大1時間降水量が77.0mm（2014年6月9日）、日最大風速が10.6m/s（2017年2月21日）、日最大瞬間風速が21.8m/s（2014年5月9日）である。

2 社会的条件

(1) 人口

町の人口は、令和2年10月時点の国勢調査人口では6,576人であり、減少傾向にある。人口密度は1km²あたり約35人であり、一世帯あたり人口は2.34人となっている。

また、高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は50.8%（令和2年国勢調査）であり、高齢化が進んでいる。

(2) 交通

中心市街地に上信電鉄上信線の終着駅である下仁田駅があり、高崎駅まで結んでいる。

また、町の北東部には上信越自動車道が通っており、町内には下仁田インターチェンジがある。一般国道は、254号が富岡市方面から長野県佐久市方面へ通じている。

第5節 災害の想定

1 過去に発生した風水害等

(1) 平成26年(2014年)豪雪

平成26年2月13日午前9時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近には-6℃以下の寒気に覆われた。この低気圧と上空の寒気の影響により、群馬県では、14日朝から雪が降り始め大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した(これまでの前橋における積雪深観測は昭和20年(1945年)2月26日に観測した37cm)。

下仁田町においては最深積雪90cmを記録し、2月17日には「大雪による孤立集落の発生により、多くの者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の供与等について継続的に救助を必要としている」ことから災害救助法が適用された。

この豪雪により、負傷者(軽傷)4名、住宅の一部損壊24棟の被害が発生したほか、252世帯(537名)が孤立し、孤立した集落の一部へ県防災航空隊が医薬品等の輸送を行った。

(2) 令和元年(2019年)東日本台風 台風第19号

令和元年10月6日3時に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風(台風第19号)は、西進しながら発達し、7日にはマリアナ諸島で大型で猛烈な台風となった。その後、台風は進路を北西に変え、11日には八丈島の南西海上に達し、そこから北東進して、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後関東地方を縦断して太平洋に抜け、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

群馬県では、11日午後から断続的に雨が降り始め、台風の接近に伴い、12日未明から所々で強い雨が降り始めた。台風は、12日夜遅くに最も接近し、特に西毛、吾妻地域を中心に、24時間雨量が300mmを超える記録的な豪雨となり、下仁田では609mmと、これまでの県内24時間降水量の観測史上1位(489mm:榛名山(昭和56年(1981年)8月台風第15号))を更新した。

町内を流れる鐮川の東部大橋観測所の水位は、12日21時過ぎに氾濫危険水位(3.27m)を大きく上回る5.44mに到達した。

この台風により、住家全壊1棟、半壊21棟、一部破損25棟、床上浸水2棟等の被害が発生した。

2 被害想定

(1) 風水害

河川の氾濫については、県により鐮川及びその他一級河川の浸水想定区域が公表されている。この浸水想定区域を浸水被害の想定とする。

これまでの大雨等による被害状況から、特に川井地区の南牧川沿いと青倉地区の青倉川沿いで浸水被害が発生する可能性が高くなっている。

(2) 土砂災害

土砂災害については、県により土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）が指定されている。この指定箇所での土砂災害の発生を計画の前提とする。

町は、これらの区域及び重要水防箇所、避難所や要配慮者施設の位置等を示した「下仁田町防災マップ」を作成し、令和3年6月に公表している。

【土砂災害警戒区域等の指定状況】

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流 (資料編/P20-21)	182箇所	150箇所
急傾斜地の崩壊 (資料編/P17~P19)	358箇所	346箇所
地すべり (資料編/資料編/P21)	27箇所	0箇所
合計	567箇所	496箇所

令和5年4月28日現在

第2部 災害予防対策

第1章 風水害等に強いまちづくり

第1節 河川事業の推進

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 河川改修事業の推進	建設水道課（建設係、管理係）	県
2 排水路等の整備		

1 河川改修事業の推進

県は、洪水を未然に防止するため「社会資本整備重点計画」に基づき、鏑川において計画的に改修を進める。

町は、県に対し河川の護岸整備等を改修事業の推進を要請する。

2 排水路等の整備

町は、浸水被害を防止するため、町の管理する河川及び排水路等について、計画的な整備・改修を実施する。

第2節 砂防事業の推進

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 土砂災害危険区域の指定の推進	建設水道課（建設係、管理係）	県、関東地方整備局
2 砂防事業の推進		県、関東地方整備局

1 土砂災害危険区域の指定の推進

(1) 砂防指定地及び地すべり防止区域

県及び関東地方整備局は、砂防事業の推進を図るため、相互に協力し、土石流の危険性の高い区域及び地すべりの危険性の高い区域を砂防法（明治30年法律第29号）に基づく「砂防指定地」、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止地区」に指定するよう努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

県は、砂防事業の推進を図るため、崩壊の危険性の高い急傾斜地を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定するよう努める。

(3) 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

2 砂防事業の推進

県及び関東地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、それぞれの対応の必要な区域において、連携して砂防事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

第3節 山地防災事業の推進

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 地すべり防止区域の指定	農林課（林業係）	県、関東森林管理局
2 山地防災事業の推進		県、関東森林管理局

1 地すべり防止区域の指定

県及び関東森林管理局は、山地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性が高い区域を地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努める。

2 山地防災事業の推進

県及び関東森林管理局は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第4節 農地防災事業の推進

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 地すべり防止区域の指定の推進	農林課（農業係）	県、関東農政局
2 地すべり防止事業の推進		県

1 地すべり防止区域の指定の推進

県及び関東農政局は、農地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性の高い区域を地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努める。

2 地すべり防止事業の推進

県は、地すべりによる被害を未然に防止するため、「地すべり防止区域」において、地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

第5節 雪害の予防

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 雪に強い道路の整備	建設水道課（建設係、管理係）	県
2 道路の除雪体制の整備		除雪委託事業者
3 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備	総務課（地域安全係）、消防団	自衛隊
4 住民に対する大雪時の留意事項の周知	総務課（地域安全係）、建設水道課	

1 雪に強い道路の整備

県は、大規模な車両滞留及び長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時において、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するために、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努める。

2 道路の除雪体制の整備

（1）融雪資材の備蓄

町は、集中的な大雪による道路凍結時において、行政区に融雪剤を配布できるよう防雪資材の備蓄に努める。

（2）除雪体制の整備

町は、除雪を委託している事業者と連携し、除雪要員の確保等、除雪体制を確保する。

また、群馬県道路除雪行動計画に基づき、道路管理者の垣根を超えた効率的な除雪を実施するよう体制の維持に努める。

3 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

町は、大雪を想定した地区住民、自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実及び支援のための仕組みづくりを進める。

4 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町は、冬季において広報紙等によって、大雪時の行動、除雪作業の危険性及び対応策等について周知する。

第6節 建築物の安全性の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 防災上重要な施設の堅ろう化	各施設を所管する課	施設管理者
2 建築基準の遵守指導		
3 強風による落下物対策	保健課（環境係）	建築物の所有者
4 空家等の把握		
5 盛土による災害防止	建設水道課（建設係、管理係）、 保健課（環境係）	

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設（町役場等）
- イ 応急対策活動の拠点施設（町役場、警察署、消防署等）
- ウ 救護活動の拠点施設（町保健センター、下仁田厚生病院等）
- エ 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- オ 社会福祉施設（介護保険施設、障がい者支援施設等）
- カ 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

町、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

町は、空家の倒壊等による被害を防止するため、「下仁田町空家等対策計画」に基づき、所有者による適切な管理の促進、除去への支援、特定空家等の認定・助言・指導・勧告等を行い、管理不全な空家等の除却等を促進する。

5 盛土による災害防止

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 避難体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害時避難場所の指定	総務課（地域安全係）	
2 災害時避難場所の整備		
3 福祉避難所の確保		
4 避難誘導體制の整備		施設管理者
5 応急仮設住宅	総務課（地域安全係）、建設水道課（建設係、管理係）	

1 災害時避難場所の指定

町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、災害のおそれのない場所にあり、構造上安全な施設を災害時避難場所として指定し、町ホームページ、ハザードマップ等で住民に周知する。

なお、町が指定する災害時避難場所は、災害対策基本法に定める指定緊急避難場所と指定避難所とを兼ねるものとしている。

【災害時避難場所の種類】

指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、異常現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

2 災害時避難場所の整備

(1) 設備の整備

町は、避難者の受入れ能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる体育館、公会堂等の公共施設の整備に努める。

避難所となっている公共施設が老朽化等により使用できなくなった場合には、防災施設を新たに建設し、指定緊急避難場所・指定避難所として機能する施設の建設に努める。

また、避難場所において、非常用電源、w i f i、仮設トイレ、通信機器等の整備に努めるほか、テレビ、ラジオ等の情報を入手するための機器や、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの整備等を進める。

【指定緊急避難場所建設計画】

小坂地区の指定緊急避難場所となっている「小坂社会体育館」は老朽化のため令和5年度から使用を中止している。また、隣接する「旧小坂小学校」も廃校となってから数十年が経過しており、老朽化が進んでいる。このことから、令和6～7年度に解体を行い、消防団統合に向けた消防施設の建設と、防災倉庫を備えた避難所の建設整備を進める。

(2) 物資の備蓄

第2部 災害予防対策

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、災害時避難場所に備蓄倉庫を設置し、食料、飲料水、非常用電源、毛布等の物資の備蓄に努める。

特に、感染症等の流行に備え、マスク、パーティション、体温計等の備蓄に配慮する。

(3) 案内標識の整備

町は、災害時避難場所の案内標識の設置に努める。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

3 福祉避難所の確保

町は、避難所内で生活することが困難な要配慮者のため、保健センターを福祉避難所として指定する。

福祉避難所の指定の際には、名称・所在地、さらに受入れ対象者を特定する場合にはその旨その他町長が認める事項を公示する。

また、衛生環境対策として、感染症、熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得て検討を行う。

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難路の指定及び整備

町は、各地区の居住地区と災害時避難場所とを連結する道路を避難路として指定し、安全な避難が確保できるよう整備に努める。

(2) 避難誘導計画の作成

町は、的確に避難指示等が発令できるよう、県、前橋地方気象台等の協力を得つつ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、地区、自主防災組織、消防団等による避難誘導體制を構築し、防災訓練を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、本章第2節によるものとする。

(3) 学校等の避難誘導計画の作成

保育園・こども園の園長、小中学校の校長は、災害時における対応、園児・児童・生徒の保護者への引渡しに関するルール等を定める。

5 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握する。

第2節 要配慮者対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 避難行動要支援者名簿の作成	福祉課（福祉係）	
2 個別避難計画の作成・管理	福祉課（福祉係、包括支援係）	社会福祉協議会、民生委員等
3 避難確保計画の作成	総務課（地域安全係）	施設管理者

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の名簿を作成し、要支援者の同意を得て避難支援者に提供する等、地域での支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で町長が必要と認めた者

(2) 避難支援等関係者となる者

平常時に名簿を提供し、支援を行う者は、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、富岡警察署、消防署、消防団等とする。

(3) 名簿記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。個人情報、町が管理する個人情報のデータ等を利用する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記以外で町長が必要と認めた事項

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、原則として毎年定期的に更新する。

また、庁舎被災に際しても、支障が生じないよう情報の適切な管理に努める。

(5) 情報漏えいの防止

名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、情報漏えい防止のための管理を徹底する。

第2部 災害予防対策

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(6) 避難情報の伝達体制

避難情報の伝達は、防災行政無線、しもにたインフォメール等を活用する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動の支援を保証するものではないこと、法的な責任・義務を負うものではないことを周知する。

2 個別避難計画の作成・管理

(1) 個別避難計画の作成・管理

町は、防災担当、福祉担当等の連携の下、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て個別避難計画を作成し、避難支援者に提供するよう努める。

また、要配慮者の意向、地域の実情を踏まえつつ、自宅から直接、福祉避難所に避難できるよう事前に受入れ対象者の調整を行う。

(2) 個別避難計画の更新

町は、避難行動要支援者の状況の変化等に対応して、必要に応じて個別避難計画を更新する。

3 避難確保計画の作成

町は、土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域にある要配慮者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき避難訓練を実施する。

また、町に当該避難確保計画を提出し、避難訓練の結果等の報告を行う。

町は、計画作成等に関する助言等、必要な支援を実施する。

【土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設】

施設名	所在地
グループホーム グリーンテラス	下仁田町大字下仁田423-6
グループホーム 杜の小径	下仁田町大字大桑原201-1
デイハウス ひだまり	下仁田町大字下仁田473-6
下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院	下仁田町大字下仁田409
地域活動支援センター 下仁田町福祉作業所	下仁田町大字下仁田682
馬山こども園 下仁田町デイサービスセンター	下仁田町大字馬山2668
青倉保育園 学童保育がんばりっこクラブ	下仁田町大字青倉505-1

【浸水想定区域内にある要配慮者利用施設】

施設名	所在地
下仁田町立下仁田小学校	下仁田町大字下仁田73
下仁田町立下仁田中学校	下仁田町大字下仁田26
群馬県立下仁田高等学校	下仁田町大字下仁田550-1
医療法人 清隆会 佐藤医院	下仁田町大字下仁田560-2

第3節 災害危険区域の災害予防

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 住民への周知	総務課（地域安全係）	県
2 警戒避難体制の整備		
3 土砂災害特別警戒区域内の制限等		県

1 住民への周知

町は、住民に対し、ハザードマップ等により、災害危険区域の位置及び浸水想定区域、浸水深の目安を周知し、必要に応じて防災に関する情報の更新を行う。

また、災害危険区域の点検等には、地域住民の協力を得つつ実施する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害

町は、土砂災害防止法に基づき県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定した場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 浸水被害

町は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき県が洪水浸水想定区域を指定した場合、洪水浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、その他出水時の避難の確保を図るために必要な事項を定める。

3 土砂災害特別警戒区域内の制限等

県は、土砂災害特別警戒区域において、次の措置を講ずる。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全対策の推進
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

また、上記(3)の勧告による移転者への融資、資金の確保について必要な措置を講ずるよう努める。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るとともに、その旨を周知する。

第4節 情報収集・通信手段の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 情報収集・通信手段の確保	総務課（地域安全係、情報管理係、情報推進係）	
2 情報に関する初動体制の整備		
3 通信訓練への参加		

1 情報収集・通信手段の確保

町は、災害時の電話の輻輳・途絶に備え、衛星携帯電話等の整備により、情報伝達の多ルート化に努める。

また、孤立地域における安否確認のため、非常時の通信手段の確保を検討する。

2 情報に関する初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、職員の配備体制の整備に努める。

また、防災行政無線、群馬県総合防災システム（L-A L E R T）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により災害情報等を受信・伝達するシステムの維持管理を行う。

3 通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練への参加に努める。

第5節 職員の応急活動体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 非常参集体制の整備	総務課（地域安全係）	
2 応急活動内容の周知徹底		

1 非常参集体制の整備

町は、職員の非常参集体制を検討し、参集基準、連絡手段等を定めたマニュアルを作成して職員に周知する。

2 応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

また、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 受援体制の整備	総務課（地域安全係）	
2 相互応援協力体制の整備		
3 事業者との協力体制の整備		

1 受援体制の整備

町は、災害時に迅速かつ的確に町外から応援職員を受入れるため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府）、「群馬県災害時受援・応援計画」「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」（群馬県）を参考に、受入れ担当の明確化、要請の手順、ルール等を明確にした「下仁田町受援計画」の策定を検討する。

2 相互応援協力体制の整備

町は、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図る。

3 事業者との協力体制の整備

町は、事業者・各種団体等と応援協定を締結し、食料、生活必需品、資機材等の調達、輸送及び災害対策への協力に関する協定を締結する。

第7節 防災中枢機能等の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 庁舎機能の確保	総務課（行政係）	
2 防災拠点の整備		
3 業務継続性の確保	総務課（地域安全係）	

1 庁舎機能の確保

町は、災害対策の拠点となる町役場について、防災中枢機能等を確保するため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、電動車の活用を含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図る。

2 防災拠点の整備

町は、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点として、ハード・ソフトが一体となった機能強化に努める。

3 業務継続性の確保

町は、災害時の応急対策等の実施、優先度の高い通常業務の継続のため、事前の準備体制、非常時優先業務の選定等を定めた業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、業務継続体制を確保するため、業務の進捗を踏まえて、評価・検証等を行い改定する。

第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 消防力の整備	総務課（地域安全係）	富岡甘楽広域消防本部
2 消防団拠点の整備		
3 医療活動体制の整備	保健課（保健推進係、保健予防係）	県、下仁田厚生病院、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会、富岡・甘楽薬剤師会、富岡甘楽広域消防本部

1 消防力の整備

富岡甘楽広域消防本部及び町は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示）に基づき、消防資機材及び消防水利の整備を行う。

2 消防団拠点の整備

町は、少子高齢化に伴う消防団員不足により、有事の際の出動体制を維持するため計画的に消防団（分団・部・班）の統合を進める。

また、統合により手狭となる消防詰所は、建設年度等を考慮した上で新規に建て替えを進める。

なお、消防団詰所の統合に合わせて消防団車両数も削減する必要があるが、老朽化による車両の更新（買替）を必要に応じて実施する。

3 医療活動体制の整備

（1）地域災害医療対策会議への参加

県（富岡保健福祉事務所）は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

町は、当該会議に参加する。

（2）医薬品、医療資機材の備蓄等

町は、災害により多数の傷病者が発生し、救急搬送が困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

（3）関係機関等との連携

町、下仁田厚生病院、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会、富岡・甘楽薬剤師会及び富岡甘楽広域消防本部は、災害時の救護所の設置・運営等の医療助産体制、避難者の健康管理等についてのあり方、連携体制について検討する。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 輸送拠点の確保	総務課（地域安全係）	施設管理者
2 ヘリポートの確保		施設管理者
3 輸送事業者との連携		輸送事業者
4 燃料の確保		燃料販売業者等

1 輸送拠点の確保

町は、公共施設、空地、民間事業者の管理する施設等、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を選定する。

また、災害時の施設使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得て、利用方法等を検討する。

2 ヘリポートの確保

町は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握する。

また、災害時の施設使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得る。

3 輸送事業者との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、輸送事業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結に努める。

4 燃料の確保

町は、災害時に備えて燃料販売業者等と燃料の調達に係る協定の締結に努める。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 行政備蓄の推進	総務課（地域安全係）	
2 家庭内備蓄の促進		
3 流通在庫の確保		民間事業者等
4 給水体制の強化	総務課（地域安全係）、建設水道課（水道係、庶務係）	水道施設の復旧等の協定を締結する関係団体等

1 行政備蓄の推進

町は災害等に備え、食料及び飲料水を備蓄する。

なお、乳幼児、高齢者といった要配慮者の特性、食物アレルギー、男女のニーズ等にも配慮する。

また、食料及び飲料水、救助用資機材等の物資を備蓄するための防災倉庫の整備を促進する。

【備蓄目標】

食料	9,000食（1,000人×3日分）※1日3食/人
飲料水	18,000本（500mLボトル/1,000人×3日分）※1日3L/人

2 家庭内備蓄の促進

町は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、ホームページ、広報紙等で住民に対し啓発を行う。

また、ペット同行避難に備えて、ペットフード、ケージ等を備蓄するよう啓発する。

事業所に対しても、従業員、児童・生徒の3日分を備蓄するよう啓発する。

3 流通在庫の確保

町は、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を調達できる体制を構築する。

4 給水体制の強化

町は、飲料水の調達、水道施設の復旧等の協定を締結する関係団体等と連携して、応急給水活動の訓練を実施し、給水体制の強化に努める。

第11節 防災訓練の実施

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 総合防災訓練	総務課（地域安全係）、全職員、 消防団	防災関係機関等
2 個別訓練		

1 総合防災訓練

町は、災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び住民の協力を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

2 個別訓練

町、防災関係機関等は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に示す訓練を適宜実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 非常通信訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 応急復旧訓練
- (7) 図上訓練 等

なお、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3章 住民等の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及・啓発

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 防災知識の普及・啓発	総務課（地域安全係）	
2 学校教育による防災知識の普及・啓発	教育課（学校教育係）	

1 防災知識の普及・啓発

町は、住民に対して、次の事項の周知、徹底を図る。

- (1) 災害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 家庭防災会議の開催
- (6) 非常持ち出し品の準備
- (7) 避難時の留意事項
- (8) 正しい情報の入手
- (9) 電話等に関する留意事項
- (10) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (11) 生活の再建に資する行動
- (12) 過去の災害の伝承 等

普及・啓発の手段は、次のとおりである。

- (1) 町ホームページ
- (2) 町広報紙
- (3) ハザードマップ
- (4) 防災訓練等

2 学校教育による防災知識の普及・啓発

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の導入、避難訓練の実施等により、児童、生徒の防災意識の普及・啓発を図る。

第2節 住民の防災活動の環境整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 消防団の育成強化	総務課（地域安全係）、消防団	
2 自主防災組織の育成強化	総務課（地域安全係）	
3 災害ボランティア活動体制の整備	福祉課（福祉係）	下仁田町社会福祉協議会
4 事業所防災体制の整備		事業所の管理者等
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	総務課（地域安全係）	

1 消防団の育成強化

町は、消防団の強化を図るため、消防団員又は機能別消防団員の募集、資機材等の整備を行う。

また、消防車両の計画的な新規購入の実施及び資機材等の整備を行うとともに、少子高齢化に伴い団員数の減少が懸念されることから、計画的に消防団詰所の統合を実施し（必要に応じて統合規模に見合った詰所の建設）出動態勢等の強化を図る。

なお、企業及び事業所の理解と協力が必要なため、消防団協力事業所表示制度等を通じて、消防団活動に協力する事業所を顕彰する等の活動を行う。

2 自主防災組織の育成強化

町は、地域の防災の担い手として、自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織への資機材等の支援、各種研修に代表者を派遣する等、防災リーダーの育成に努める。

【自主防災活動の事例】

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災訓練の実施	ア 初期消火
イ 防災知識の啓発	イ 住民等の避難誘導
ウ 防災巡視	ウ 負傷者等の救出・救護
エ 資機材等の購入	エ 情報の収集・伝達
	オ 給食・給水 等

3 災害ボランティア活動体制の整備

町は、下仁田町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの開設・運営等におけるマニュアル及び業務フロー等の作成について検討する。

下仁田町社会福祉協議会は、関係団体と災害ボランティア活動における協力体制について協定を締結する等、活動体制を構築する。

また、ボランティア団体等と連携して、災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施し、実践力の育成を図る。

4 事業所防災体制の整備

(1) 事業所の防災体制

消防法（昭和23年法律第186号）に定める自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者、その他事業所の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画等を作成し、防災訓練等を行う。

また、それ以外の事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等の防災組織を作り、次の活動を行う。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 業務継続計画の策定

事業所は、災害時に企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）を構築する。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画である。

地区居住者等は、必要に応じて自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成し、町防災会議に提案する。

町は、提案を受けた場合、町地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

第4章 その他の災害予防

第1節 孤立集落対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 孤立化集落の把握	総務課（地域安全係）	
2 孤立への備え		

1 孤立化集落の把握

町は、道路の状況及び通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、人口、世帯数、要配慮者の人数等を事前に把握する。

2 孤立への備え

町は、「災害時における孤立化集落対策指針」（群馬県）を参考に、孤立に備え次の準備を実施する。

- (1) 集落の連絡担当者の指定（行政区長、消防団員等）
- (2) 集落にあるアマチュア無線局の活用
- (3) 防災行政無線への電源の確保
- (4) 衛星固定電話又は衛星携帯電話の配置
- (5) 緊急ヘリポート用地の把握
- (6) 地区集会所への備蓄

第2節 帰宅困難者対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 一斉帰宅の抑制	総務課（地域安全係）	事業所、観光施設等
2 一時滞在施設の選定		

1 一斉帰宅の抑制

町は、事業所、観光施設等に対して一斉帰宅の抑制、安否確認の方法、事業所内備蓄等を促進するため、知識の普及・啓発を行う。

2 一時滞在施設の選定

町は、帰宅困難者のための一時滞在施設を公共施設から選定する。

第3節 災害廃棄物対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害廃棄物処理計画の策定	保健課（環境係）	甘楽西部環境衛生施設組合、収集・処理事業者等
2 広域処理体制の確立		甘楽西部環境衛生施設組合、収集・処理事業者等

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）及び「群馬県災害廃棄物処理計画」を参考に、仮置場の配置、災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

2 広域処理体制の確立

甘楽西部環境衛生施設組合は、収集・処理事業者等と連携して、広域処理体制について検討する。

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 住家被害認定調査	住民税務課（税務係）	
2 罹災証明書発行体制	総務課（地域安全係）	
3 システムの活用	住民税務課（税務係）	

1 住家被害認定調査

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査の担当を定め、被害調査の担当者の育成、他の市町村、民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を行う。

2 罹災証明書発行体制

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書交付の担当を定める。

3 システムの活用

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第 3 部 災害応急対策

第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

第1節 警報等の伝達

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 気象警報等	総務課（地域安全係）	気象庁、前橋地方気象台、放送機関、道路管理者、上信電鉄（株）
2 火災警報	総務課（地域安全係）、消防団	県
3 異常現象発見時の措置	総務課（地域安全係）	富岡警察署

1 気象警報等

(1) 町の役割

町は、県から風水害に関する気象警報等を受信したときは、住民等に対し、防災行政無線、しもにたインフォメール及びLINE等SNSを利用し周知する。

また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう努める。

なお、特別警報を受信したときは、直ちに住民等に周知する。

(2) 放送機関の役割

放送機関は、前橋地方気象台から風水害に関する警報等を受信したときは、放送を通じて住民等に周知する。

(3) 道路管理者の役割

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

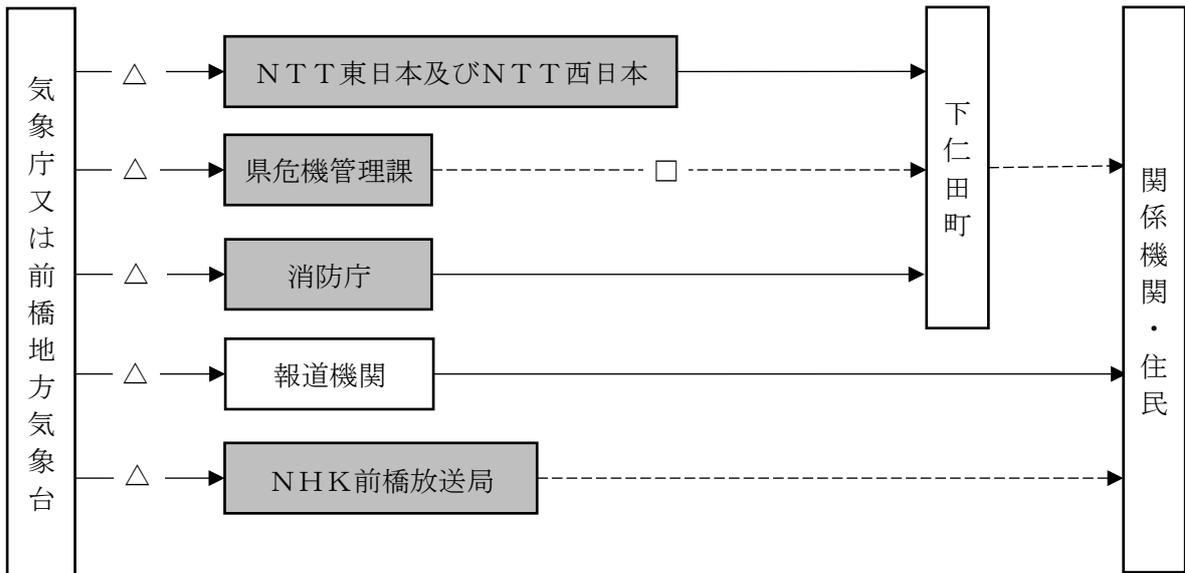
また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(4) 鉄道事業者（上信電鉄（株））

鉄道事業者は、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保の観点から、必要に応じて計画的に列車の運転を休止する。

第3部 災害応急対策
第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

気象警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりである。



※各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される
(凡例)

■：気象業務法（昭和27年法律第165号）施行令第8条第1号の規定に基づ

-----▶：気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

△：専用回線

□：県防災情報通信ネットワーク

2 火災警報

町は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発令する。

火災警報を発令した場合、町及び消防団は、消防法第22条の定めるところにより、火の使用制限について住民等に周知する。

3 異常現象発見時の措置

災害が発生する異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報する。

異常現象を承知した場合、町長は、前橋地方気象台、その異常現象に関係のある近隣市町村、富岡土木事務所等の異常現象に関係ある県出先機関等に連絡する。

第2節 災害情報の収集・連絡

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集	各施設を所管する課	施設管理者
2 災害情報の報告	総務課（地域安全係）	

1 災害情報の収集

(1) 情報収集担当

被害状況等の調査は、次に掲げる各担当課等が、協力応援機関団体等の支援を得て実施する。

調査事項	調査担当課	協力応援機関団体
町有財産被害	総務課（行政係、財政係）	
被害状況報告	総務課（地域安全係）	富岡行政県税事務所
医療関係被害	保健課（保健推進係、保健予防係）	富岡保健福祉事務所
防疫関係被害		
清掃施設、清掃関係事業等被害	甘楽西部環境衛生施設組合	
水道施設被害	建設水道課（庶務係、水道係）	
公共土木施設被害	建設水道課（建設係、管理係）	富岡土木事務所
農業関係被害	農林課	西部家畜保健衛生所 富岡地区農業指導センター
林業関係被害		富岡森林事務所・下仁田町森林組合
農業土木施設被害		西部農業事務所
工業関係被害	商工観光課	下仁田町商工会
商業関係被害		
教育財産被害	教育課（学校教育係、生涯学習係、学校給食係、公民館係、文化財保護係）	西部教育事務所
火災即報	総務課（地域安全係）	富岡甘楽広域消防本部

(2) 調査時の注意事項

- ア 調査脱漏、重複等のないよう十分留意する。
- イ 被害世帯人員等については、現地調査のほか住民登録等の諸記録等と照合する。

2 災害情報の報告

(1) 災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく報告

ア 町は、「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に報告する。

第3部 災害応急対策

第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

イ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

具体的な報告方法は次のとおりである。

災害概況即報	災害を覚知後30分以内に「災害概況即報」により報告する。
被害状況即報	災害概況即報の後、「被害状況即報」及び「被害状況即報続紙」により報告する。報告の頻度は次による。 1 第1報は、被害状況を確認し次第報告する。 2 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告する。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告する。 3 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告する。
災害確定報告	応急対策を終了した後、10日以内に「災害確定報告」及び「災害確定報告続紙」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 画像情報の共有

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関との共有を図る。

第3節 通信手段の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧	総務課（地域安全係、情報管理係、情報推進係）	
2 緊急情報連絡用回線の設定		
3 通信手段の確保		
4 孤立地域との通信連絡	総務課（地域安全係）	県

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

2 緊急情報連絡用回線の設定

町は、携帯電話、防災行政無線（アンサーバック機能）及び消防団無線機の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

3 通信手段の確保

(1) 通信手段の確保

町は、次の方法を用いて、通信を行う。

通信手段	内容
災害時優先電話	災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録されている電話（優先発信が可能）
町防災行政無線	孤立地域との連絡時に利用
消防団無線機	消防団との連絡手段

(2) 他機関が保有する通信設備等の利用

必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用する。

- ア 警察通信設備
- イ 鉄道通信設備
- ウ 消防通信設備
- エ 自衛隊通信設備
- オ 気象官署通信設備
- カ 電気事業通信設備
- キ 放送事業者による放送
- ク 各無線局

第3部 災害応急対策

第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

4 孤立地域との通信連絡

町は、災害により通信や交通が途絶し、孤立地区が発生した場合は群馬県に要請し、県防災ヘリコプター等による空中偵察を実施するほか、自衛隊のバイク等も活用し、孤立地域との連絡に努める。

第4節 広報・広聴活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 広報活動	総務課（地域安全係、秘書係、 情報管理係、情報推進係）	
2 報道機関等への対応		
3 広聴活動	企画課	
4 安否情報の提供		

1 広報活動

(1) 広報手段

町は、次の手段を用いて住民等に対し広報活動を行う。

- ア 広報紙（チラシ・広報しもにた等）
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による呼び掛け
- エ しもにたインフォメール
- オ 下仁田町公式LINE

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- ア 気象・水象状況
- イ 被害状況
- ウ 二次災害の危険性
- エ 応急対策の実施状況
- オ 住民、関係団体等に対する協力要請
- カ 避難指示等の内容
- キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区
- ク 避難時の注意事項
- ケ 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- コ 交通規制の状況
- サ 交通機関の運行状況
- シ ライフライン・交通機関の復旧見通し
- ス 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- セ 各種相談窓口
- ソ 生活必需品を扱う店舗の営業状況

2 報道機関等への対応

(1) 広報の要請

町は、放送による広報が必要な場合、報道機関等に広報を要請する。その際、報道機関等に対し、取材活動等において、避難者等のプライバシー、負担等に配慮するよう要請する。

第3部 災害応急対策

第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

(2) 報道発表

町は、町役場等に記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行う。

なお、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来すおそれ等がある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

3 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じて住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。窓口では被災者支援に関する相談及び各種申請受付等を行い、相談内容に応じて各課の職員が対応にあたる。

(2) コールセンターの設置

町は、住民からの問い合わせ等に対応するため、コールセンターを設置する。

4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害しないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者等からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

第2章 活動体制の確立

第1節 災害警戒本部・災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の設置基準の目安は、次のとおりである。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 町域に局地的な被害が発生したとき。2 町域に大規模な被害が発生したとき。3 その他、町長が必要と認めたとき。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 廃止基準

町長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、関係する指定地方行政機関の長、県知事、県関係出先機関の長、関係する指定公共機関の長、警察署長、近隣の市町村長に通知し、住民に対して周知する。

(4) 本部の設置場所

本部は、町役場庁舎内に設置する。

なお、激甚災害等により、町役場庁舎内に本部を設置することができない場合は、保健センターに設置する。

2 災害対策本部廃止後の体制

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、引き続き業務を所掌する担当課の職員で対応にあたる。

第2節 災害対策本部の組織

1 本部の組織

(1) 指揮

町長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。町長が指揮監督をできない場合は、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副町長	第2位 教育長	第3位 総務課長
---------	---------	----------

(2) 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員（各課長）、下仁田消防署長及び下仁田南牧医療事務組合事務部長で構成する

(3) 防災関係機関連絡室

本部長は、必要に応じて、防災関係連絡機関室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部を設置する。

また、本部長は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。

2 本部の組織及び職員の配置

本部の組織及び職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況に応じて、本部長の命により職員配置を調整する。

また、災害対策の必要性に応じて、必要な対策班を新たに編成し、職員を配置する。

3 本部機能の維持

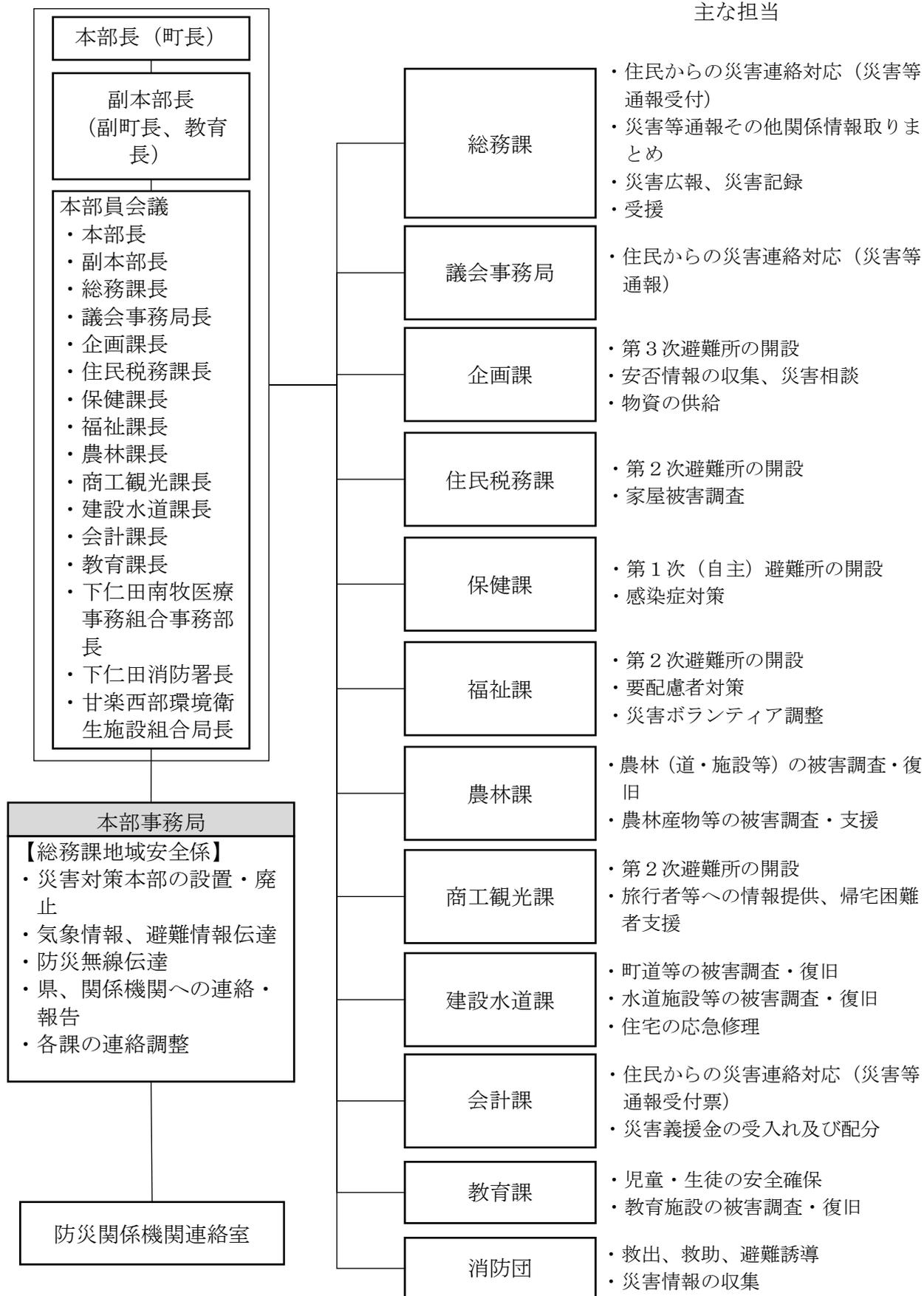
(1) 庁舎機能

本部長及び総務課は、町役場等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

(2) 災害対策要員の活動支援

本部長及び総務課は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

■本部事務局（分掌事項）

課	構成	分掌事項
総務課	地域安全係	1 本部長の指示又は指令等に関する事 2 気象情報等の伝達及び避難指示等の周知に関する事 3 防災行政無線に関する事 4 災害対策本部の設置・廃止に関する事 5 国・県への報告及び関係機関への連絡に関する事 6 各課との連絡調整に関する事 7 国・県・他市町村及び関係機関への応援要請に関する事 8 知事への自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事 9 被災者台帳の作成に関する事 10 罹災証明書の交付に関する事 11 避難所以外の避難者の把握に関する事 12 被災者生活再建支援金に関する事 13 いずれの課に属さない事項に関する事
	行政係 財政係 人事給与係	1 住民からの災害連絡対応（災害等通報受付票）に関する事 2 受援に関する事 3 庁舎機能の維持管理に関する事 4 緊急通行車両の申請、燃料の確保及び輸送事業者への要請に関する事 5 災害関係予算及び経理に関する事 6 災害業務に係る損害補償等に関する事 7 災害対策要員への支援・配置に関する事
	秘書係 情報管理係 情報推進係	1 災害等通報情報その他関係情報の取りまとめに関する事 2 災害広報に関する事（HP、しもにたインフォメール他） 3 災害記録に関する事 4 システム等の保全に関する事
議会事務局	議事係	1 住民からの災害連絡対応（災害等通報受付票）に関する事

■各課（分掌事項）

課	構成	分掌事項
企画課	地域創生係 地域振興係	1 指定避難所（第3次）の開設に関する事 2 要配慮者対策に関する事 3 安否情報の収集及び提供に関する事 4 物資の供給に関する事 5 災害相談に関する事 6 災害復興計画に関する事 7 外国人対策に関する事
住民 税務課	税務係 徴収係 住民係	1 指定避難所（第2次）の開設に関する事 2 住家被害等の調査に関する事 3 町税等の減免に関する事 4 埋葬、遺体の処理及び安置に関する事
保健課	環境係 保健推進係 保健予防係	1 自主避難所（第1次）開設に関する事 2 感染症の対策に関する事 3 環境モニタリング及び危険物等の流出防止に関する事

課	構成	分掌事項
		4 災害廃棄物処理に関すること 5 医療助産に関すること
福祉課	国保係 介護保険係 包括支援係 福祉係	1 指定避難所（第2次）の開設に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 ボランティア活動との調整に関すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 5 福祉避難所の開設・収容等に関すること 6 園児の安全確保に関すること 7 応急保育に関すること 8 災害見舞金の支給、生活援護資金の貸付に関すること
農林課	農業係 林業係	1 農林道、施設、農林産物等の被害調査及び復旧、支援に関する こと 2 家畜防疫に関すること 3 被害林業施設（林道）の応急修理に関すること
商工観光課	商工観光係	1 指定避難所（第3次）の開設に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 旅行者等への情報提供、帰宅困難者に関すること 4 商工観光業の被害調査及び支援に関すること 5 観光施設（ほたる山公園）の災害情報の収集に関すること
建設水道課	建設係 管理係	1 町道・橋梁、河川等の被害調査・復旧に関すること 2 住宅の応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関する こと 5 都市公園等公共施設の被害応急措置に関すること
	庶務係 水道係	1 水道施設の被害調査及び復旧に関すること 2 給水に関すること
会計課	会計係	1 住民からの災害連絡対応（災害等通報受付票）に関すること 2 災害義援金の受入れ及び配分に関すること
教育課	学校教育係 生涯学習係 学校給食係 公民館係 文化財保護係	1 児童・生徒の安全確保に関すること 2 給食施設の被害調査及び復旧に関すること 3 応急教育に関すること 4 教育文化施設の被害調査及び復旧に関すること 5 文化財の保護対策に関すること
消防団	消防団 地域安全係	1 災害情報の収集に関すること 2 消防・水防活動に関すること 3 避難誘導に関すること 4 救出・救助に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること

第3節 職員の非常参集

1 配備体制

風水害時の配備体制は町長が決定する。

各課長は「災害対策事務分掌（本編P50～）」に基づき職員に指示を行う。

【発令基準】

配備体制	配備基準	配備要員
課長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・数日以内に台風接近等による暴風雨が予想（当町にも大雨等が予想）され町長が必要と認めたとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。 	各課長等 地域安全係
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報（大雨、大雪）発令し、当町に影響が生じる可能性があるとき。 ・自主避難所を開設するとき。 ・第2、3次避難所を開設するとき。 ・10cm以上の積雪が観測又は予想されるとき。 ・町長が必要と認めたとき。 	初動動員 <ul style="list-style-type: none"> ・総務課（地域安全係） ・保健課（自主避難所開設） ・建設水道課
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・当町に被害が発生しているとき。 ・町長が必要と認めたとき。 ・目安 (時間雨量) 30mm (日降雨量) 100mm 	1号動員 ・各課長 2号動員 ・係長以上 3号動員 ・全職員
災害現地確認	<ul style="list-style-type: none"> ・天候が回復した時点で、災害等通報情報その他関係情報の現地確認 	全職員 ※班編成は災害対策本部から指示

2 職員への参集連絡

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、総務課（地域安全係）が庁内放送、電話等により各課長等に連絡する。

伝達を受けた課長等は、必要に応じて課員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外は、総務課長より連絡を受けた総務課が各課長等に連絡する。

なお、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報等が発表される等、激しい降雨が認められる場合は、各職員の判断により参集せずに自宅待機等の措置をとる。

3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

第4節 広域応援の要請等

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 市町村への要請	総務課（地域安全係）	他市町村
2 県に対する応援の要請		県
3 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請		県
4 指定地方行政機関等への要請		県、指定地方行政機関等
5 消防の広域応援要請		富岡甘楽広域消防本部、県
6 事業者・関係団体等への応援要請		事業者・関係団体等
7 受援体制の確立	総務課（行政係、財政係、人事給与係）	

1 市町村への要請

町は、町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長等に対し、応援を要請する。

また、町との相互応援協定に基づき、協定を締結する市町村に応援を要請する。

2 県に対する応援の要請

町は、町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」の定めにより、知事に対し応援を求める。

3 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、対口支援団体の決定後において、災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

4 指定地方行政機関等への要請

町は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、職員の派遣、あっせんを求める。

- (1) 指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あっせん（災害対策基本法第30条）

第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立

- (3) 自治公共団体の職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17）
- (4) 特定地方独立行政法人の職員の派遣（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項）

5 消防の広域応援要請

(1) 他の消防機関の要請

富岡甘楽広域消防本部は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等の要請

富岡甘楽広域消防本部は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事に要求する。

6 事業者・関係団体等への応援要請

町は、応援協定等に基づき、事業者・関係団体等に応援を要請する。

なお、事業者・関係団体等への要請及び連絡調整については、対策実施の主体となる町の部署が行うものとする。

7 受援体制の確立

(1) 受援の調整

町は、各課の代表者からなる受援調整会議を開催し、総合的な受援に関する内部調整、受援者の適正配置等を行う。

(2) 応援部隊の受入れ及び調整

町は、応援部隊の受入れ場所として役場駐車場を指定する。

また、災害対策本部に防災関係機関連絡室を設置し、応援部隊の責任者等との調整を図る。

(3) 受援者への支援

町、受援者の宿泊場所、食料・資機材等については、原則として受援者側に確保を要請することとするが、必要に応じて下仁田町自然史館を宿泊場所として提供する。

また、可能な範囲で受援者に車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害派遣要請	町長	県
2 自衛隊の自主派遣	町長	自衛隊
3 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限		自衛隊
4 自衛隊の受入れ及び災害派遣活動の総合調整	総務課（地域安全係）	自衛隊
5 派遣要請後の変更手続	町長	
6 派遣部隊等の撤収要請	町長	
7 費用の区分	町	他市町村

1 災害派遣要請

(1) 知事への要求

町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、災害派遣要請を行うよう知事に要求する。

要求は、文書で行うが、緊急を要する場合、口頭で行い後日文書を送達する。

なお、要求した場合は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。

(2) 部隊への通知

町長は、通信の途絶等により、知事に災害派遣要請の要求ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。

なお、本通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項に基づき速やかにその旨を知事に通知する。

【自衛隊の災害派遣活動の範囲】

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立

応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

防衛省防災業務計画による。

2 自衛隊の自主派遣

陸上自衛隊第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づく次の権限を行使できる。

- (1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）
- (2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）
- (3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

4 自衛隊の受入れ及び災害派遣活動の総合調整

- (1) 自衛隊の受入れ

自衛隊の受入れ場所は、道の駅しもにたとする。

- (2) 活動の総合調整

町は災害対策本部内に関係機関連絡室を設置し、派遣部隊長と相互に連携を図る。

また、救助者の救出にあたって、警察、消防及び自衛隊の役割分担及び協力関係を調整するため、各機関の責任者で構成する調整会議を設置する。

5 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

6 派遣部隊等の撤収要請

町は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

7 費用の区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

これらの費用以外の費用については、派遣を受けた町と自衛隊とで協議して負担区分を定める。

なお、派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

第3章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

第1節 浸水被害の拡大の防止

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
浸水被害の拡大の防止	総務課（地域安全係）、消防団、 建設水道課（建設係、管理係）	河川管理者、水門、水路等の管 理者

町長は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、水防団（消防団）を動員し、必要に応じて排水対策を実施する。

河川管理者、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた施設の応急復旧を行う。

第2節 土砂災害の拡大の防止

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 警戒避難	建設水道課（建設係、管理係）、 農林課	県、関東地方整備局、関東森林 管理局
2 応急措置		県、関東地方整備局、関東森林 管理局

1 警戒避難

県、関東地方整備局、関東森林管理局及び町は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を行い、適切な警戒避難を確保する。

2 応急措置

県、関東地方整備局及び関東森林管理局は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

第3節 風倒木による二次災害の防止

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
風倒木による二次災害の防止	建設水道課、農林課、消防団	道路管理者

町及び道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去等の応急対策を講ずる。

第4節 雪害の拡大の防止

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 雪害の拡大防止	建設水道課（建設係、管理係）、 農林課、消防団	道路管理者
2 幹線道路における雪害対策	建設水道課（建設係、管理係）、 商工観光課、消防団	道路管理者、道の駅しもにた

1 雪害の拡大防止

(1) 道路の除雪作業の実施

道路管理者は、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施する。

(2) 屋根の雪下ろし等の実施

町は、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努める。

特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行う。

(3) 雪崩危険箇所の点検

町は、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

2 幹線道路における雪害対策

下仁田町は、国道254号線等幹線道路を通じ、長野県佐久市や同軽井沢町と結ばれ、県内では南牧村、上野村等西上州の広域拠点でもある。

そのため、町は、雪害及び事故災害等が発生した場合は、防災拠点として位置付けられた道の駅しもにたを一時的な避難場所として開放し、リアルタイムで幹線道路の交通情報を提供する。

また、飲食物や寝具等を常備するよう努める。

第5節 空家の二次災害対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
空家の二次災害対策	保健課（環境係）	

町は、適切な管理のなされていない空家等において、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については、文化財担当と情報を共有する。

第4章 救助・救急及び医療活動

第1節 救助・救急活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 自主救助活動	総務課（地域安全係）	富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署
2 救助・救急活動	総務課（地域安全係）、消防団	富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署
3 活動時の留意事項	総務課（地域安全係）	富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、

1 自主救助活動

住民、自主防災組織、行政区、事業所等は、地域で住民の安否を確認し、安全が確保されている範囲で、被災者を倒壊建物等から救出し救助する。

また、負傷者等の応急手当を行うとともに、必要に応じて医療救護所等への搬送に努める。

2 救助・救急活動

富岡甘楽広域消防本部、消防団及び富岡警察署は、連携して救助活動を実施する。

町は、重機が必要な場合、事業所に協力を要請する。

また、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、対応困難な場合は、消防の広域応援、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

なお、救助活動全体の指揮は、消防長がとる。

3 活動時の留意事項

救助・救急活動においては、次に留意を図るものとする。

(1) サイレントタイム

富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署等は、生存者救出のため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプター等の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

(2) 安否不明者の絞り込み

町は、安否不明者の氏名等の公表、安否情報の収集・精査等にあたって、県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署と調整する。

(3) 関係機関の連携

災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し活動調整を行う。

また、町は、災害対策本部内に調整会議を設置する。

第3部 災害応急対策

第4章 救助・救急及び医療活動

(4) 感染症対策

各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理、マスク着用等を徹底する。

(5) 惨事ストレス対策

各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

富岡甘楽広域消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 医療活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 医療体制の確立	保健課（保健推進係、保健予防係）	下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会及び富岡・甘楽薬剤師会
2 医療救護活動		下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会及び富岡・甘楽薬剤師会
3 継続医療対策		県
4 避難者の医療対策		県、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会、富岡・甘楽薬剤師会
5 医薬品及び医療資機材の確保		下仁田厚生病院、富岡・甘楽薬剤師会、県薬剤師会

1 医療体制の確立

災害により傷病者が発生した場合は、救助現場から下仁田厚生病院、公立富岡総合病院等に搬送し、対応することを基本とする。

多数の傷病者が生じ、町内で負傷者のトリアージ、軽症者の応急措置等を行う必要がある場合、町は、下仁田厚生病院、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会及び富岡・甘楽薬剤師会に協力を要請し、次の医療体制を確立する。

(1) 医療救護所の設置

下仁田厚生病院と連携して、下仁田厚生病院に医療救護所を設置する。

また、富岡甘楽広域消防本部は、救助現場にトリアージポストを設置する。

(2) 救護班等の編成

富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会及び富岡・甘楽薬剤師会に救護班の編成を要請する。

町で編成した救護班で対応できない場合は、県に県救護班、群馬DMAT、日本赤十字社群馬県支部の救護班等の派遣を要請する。

(3) 搬送手段の確保

搬送は、富岡甘楽広域消防本部の車両で行うが、県にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護活動

(1) トリアージ等の処置

傷病者は、トリアージポスト又は医療救護所でトリアージ及び処置、軽症者の応急手当を受ける。

第3部 災害応急対策

第4章 救助・救急及び医療活動

※トリアージ：災害や事故のとき、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。

(2) 後方医療機関への収容

中等症者及び重症者は、下仁田厚生病院又は公立富岡総合病院等の医療機関に搬送する。

(3) 一般の傷病者への対応

医療機関の診察等が停止したために、受診できない通常の傷病者（災害に起因するものではない傷病）等は、医療救護所に対応する。

3 継続医療対策

町は、人工透析患者、助産を必要とする妊婦、障がい者、難病患者等への対応に関する医療情報を、県（富岡保健福祉事務所）等から収集し、住民に周知する。

また、自力で移動できない患者等の移動、医療機関への収容等を県（富岡保健福祉事務所）と協力して行う。

4 避難者の医療対策

(1) 避難所救護所の設置

町は、避難が長期間する場合は、避難所に医療救護所（医療ブース）を設置する。

(2) 救護班等の編成

町は、富岡市甘楽郡医師会、富岡甘楽歯科医師会及び富岡・甘楽薬剤師会に救護班の編成を要請する。

また、県に救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

(3) 医療対策

町は、救護班の巡回スケジュールを立案し、避難所において、傷病者への診療、歯科医療、心のケア等の対策を行う。

なお、実施にあたっては、第8章第1節に定める保健医療活動チームとの連携をとる。

5 医薬品及び医療資機材の確保

下仁田厚生病院は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、町又は県に供給を要請する。

町は、富岡・甘楽薬剤師会、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1節 交通の確保

■対策項目及び担当

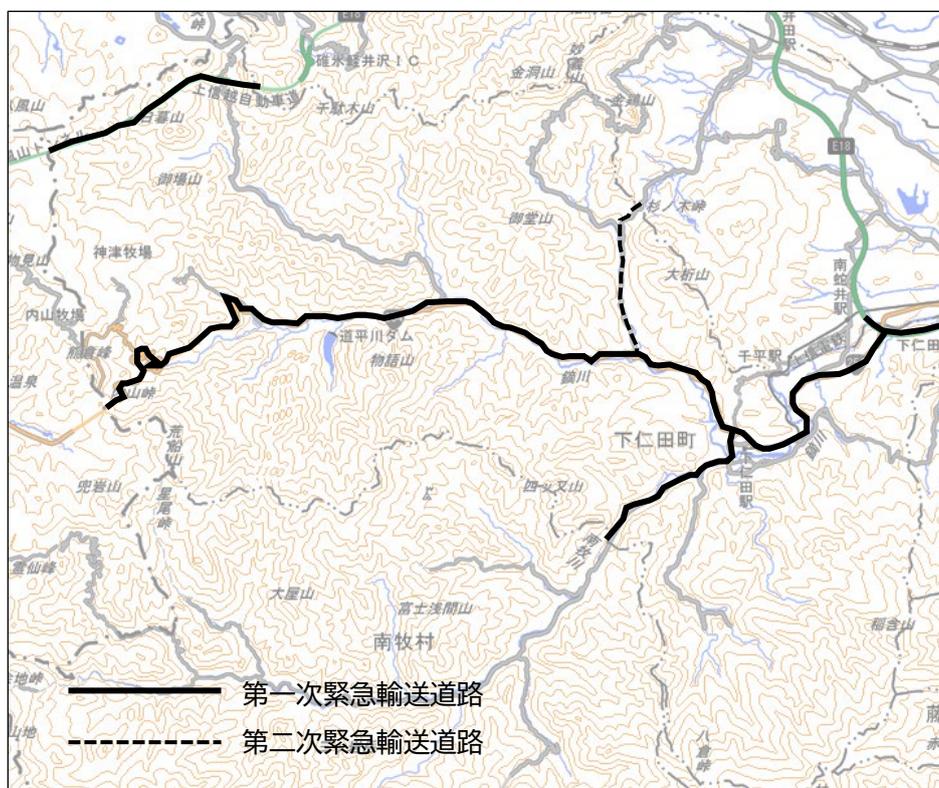
項目	町	関係機関
1 交通規制	建設水道課（建設係、管理係）、 農林課	県、県警察
2 道路の被害状況の把握		県、富岡警察署
3 道路啓開等		道路管理者、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）
4 ヘリポートの開設	総務課（地域安全係）	富岡甘楽広域消防本部

1 交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び町と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施する。

なお、県緊急輸送道路は、次のとおりである。

【緊急輸送道路】



地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

2 道路の被害状況の把握

町は、県指定の緊急輸送道路を優先して町内の道路・橋梁の被害状況を把握する。
通行不能箇所の情報は、県及び富岡警察署に連絡する。

3 道路啓開等

(1) 道路啓開

道路管理者は、その管理する道路について、管理する道路啓開（雪害においては除雪を含む。）のため、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

また、町は、協定に基づき、東日本電信電話（株）及び東京電力パワーグリッド（株）と連携して道路啓開作業に伴う障害物の除去等を行う。

(2) 車両の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 ヘリポートの開設

町は、ヘリコプターによる輸送を要請する場合は、ヘリポートを指定し、当該施設の管理者及びヘリコプター運航者に連絡する。

第2節 緊急輸送

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 輸送手段の確保	総務課（行政係、財政係、人事 給与係）	輸送事業者
2 緊急通行車両の確認		県、公安委員会（富岡警察署）
3 輸送拠点の確保		物流事業者

1 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

町は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、（一社）群馬県トラック協会加盟の輸送事業者に要請する。

(2) 燃料の確保

町は、燃料が必要な場合は、協定に基づいて石油販売事業者に要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

町は、公用車について、あらかじめ交付された標章及び証明書を当該車両に備え付ける。

事前届出をしていない車両及び災害対策を行う他機関、団体の使用する車両についても、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両である。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、（1）と同様の措置をとる。

なお、規制除外車両の対象は、次のとおりである。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

第3部 災害応急対策

第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 輸送拠点の確保

町は、緊急物資を受入れるため輸送拠点を道の駅しもにたに開設する。

大量の救援物資を受入れる必要がある場合は、集積及び配送を効率的に行うため、必要に応じて協定に基づいて物流事業者の協力を要請する。

第6章 避難体制

第1節 避難活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 避難の基本行動	総務課（地域安全係）	
2 自主避難		
3 避難指示等	町長、総務課（地域安全係）	県、富岡警察署、下仁田消防署、前橋地方気象台
4 避難誘導	総務課（地域安全係）、消防団	
5 警戒区域の設定		県、富岡警察署、下仁田消防署
6 広域避難	町長、総務課（地域安全係）	他市町村、他都道府県

1 避難の基本行動

(1) 避難の基本行動

風水害時は、警戒レベルに応じた次の避難行動を基本とする。

ア 台風の接近等により危険が想定される場合（概ね警戒レベル2・3）は、自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。その場合は、地区の一部避難場所を開設する。

イ 浸水、土砂災害等の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。

その場合は、全ての避難場所を開設し収容する。

ウ 危険が切迫した場合（概ね警戒レベル5）は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅ろうな建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。

エ 地域の危険性が解消された場合は、避難場所から帰宅し、自宅で生活を継続する。

オ 自宅が被災し居住不可能な場合は、指定した避難所で生活する。

(2) 避難先

避難先は、町が指定した避難場所のほか、住民自身が確保した安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等とする。

(3) 早期避難が必要な区域

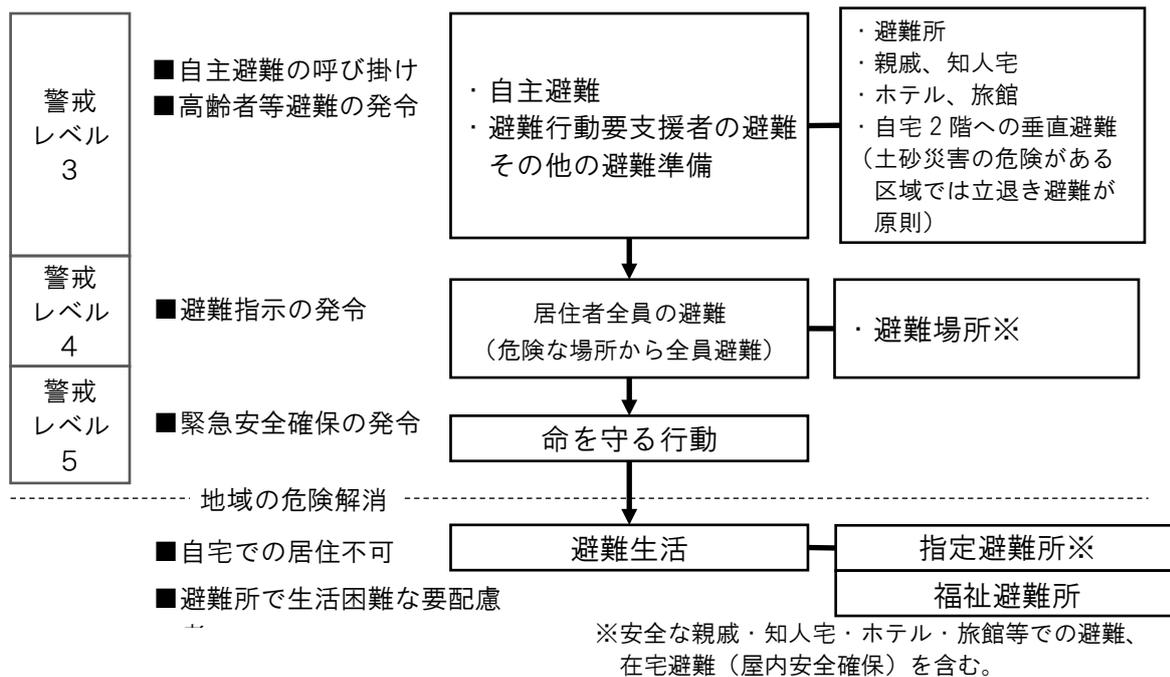
風水害において、次の区域を早期避難が必要な区域とする。

【早期避難が必要な区域】

ア 家屋倒壊等氾濫想定区域

イ 重要水防箇所

※必要に応じて土砂災害警戒区域、浸水想定区域



【避難の流れ】

2 自主避難

町は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように地区の一部避難場所を開放し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

3 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

【警戒レベルと避難情報の種類】

警戒レベル 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 避難指示等の伝達

町長が避難指示等の発令を行う際に明示する事項及び伝達方法は、次のとおりとする。

明示する事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難対象地域 イ 避難を必要とする理由 ウ 避難先（屋内安全確保を含む） エ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災行政無線（風雨の際には聴取困難なことを考慮） イ 消防団の車両、町車両による広報 ウ しもにたインフォメール エ 区長を通じた呼び掛け

(3) 関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由、連絡がつかない場合は、直接県）、富岡警察署、下仁田消防署に連絡する。

(4) 避難指示等の解除

町は、十分に安全性を確認して避難指示等を解除する。

なお、必要に応じて、前橋地方气象台、関東地方整備局、県に対して助言等を求める。

【避難指示等の基準（目安）】

避難情報	基準（目安）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報 [浸水害]）が発表された場合 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当）が出現した場合 ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当）が出現した場合 ・河川の水位が堤防に到達するおそれが高まった場合 ・越水・溢水が発生した場合 ●土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当 [土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）となった場合 ・土砂災害発生
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報 [洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準

	<p>を大きく超過する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ●土砂災害 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となった場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ●災害共通 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ●土砂災害 ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ●災害共通 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害共通 ・強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合

4 避難誘導

(1) 一般住民の避難誘導

避難誘導は、原則として自主防災組織又は住民組織が行うものとする。

なお、危険箇所等においては、状況に応じて消防団、富岡警察署等と連携して誘導を行う。

(2) 避難行動要支援者の誘導

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者への避難の呼び掛け、安否確認及び避難支援を行う。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を經由、連絡がつかない場合は、直接県）、富岡警察署、下仁田消防署に連絡する。

6 広域避難

町は、避難指示等の発令時に、町内での避難場所の確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

第2節 避難場所の開設

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 避難場所の開放	保健課、住民税務課、福祉課、企画課	県、富岡警察署、下仁田消防署
2 物資等の供給	企画課	
3 要配慮者対策	福祉課（福祉係）	

1 避難場所の開放

町は、高齢者等避難又は避難指示を発令した場合、避難場所を開放し、避難した住民等を受入れる。

その場合、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を経由、連絡がつかない場合は、直接県）、富岡警察署、下仁田消防署に連絡する。

2 物資等の供給

避難者が必要とする食料、物資等は、基本的に避難者が持参したものを充当する。

町は、必要に応じて、毛布等を町の備蓄品から提供する。

3 要配慮者対策

町は、避難者の状況を把握し、避難者のうち避難場所での一時避難が困難、又は支援が必要な要配慮者に対して、協定に基づき、社会福祉施設への一時入所又は避難場所に福祉避難スペースを設置して対応する。

第3節 避難所の開設

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 避難所の開設	保健課、住民税務課、福祉課、 企画課	施設管理者
2 避難所の運営		ボランティア等外部支援者
3 避難環境の整備		施設管理者
4 男女のニーズ等への配慮	全職員	
5 インフルエンザ等感染症 対策		
6 在宅避難者等への対応	商工観光課	
7 帰宅困難者対策		施設管理者

1 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

町は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。

町は、発災後、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して避難者の受入れを行う。

(2) 多様な避難所の確保

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、他の公共施設、旅館、ホテル等を避難所として確保する。

2 避難所の運営

(1) 自主運営組織の立ち上げ

避難所の運営は、自主防災組織、地区等の住民組織を母体とした自主的運営を基本とする。

町は、避難所開設当初に職員を配置し、自主運営組織の立ち上げを支援する。

(2) 外部支援者等との連携

町は、避難所運営に専門性を有したボランティア等の外部支援者等の協力を得て、災害対策本部内で避難所の情報共有、対策の検討等を行い、自主運営組織への支援を行う。

3 避難環境の整備

(1) スペースの確保

町は、施設管理者及び自主運営組織と協力して、次のスペースを確保する。

ア 医療救護所	イ 福祉避難スペース
ウ 妊産婦、母子等のスペース	エ 男女別更衣室・物干場
オ 授乳室	カ 談話室
キ 児童・生徒の学習場所	ク ペットの飼養場所 等

(2) 設備等の整備

町は、避難所に次の設備及び備品を整備する。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 入浴施設	カ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）
キ テレビ・ラジオ・パソコン	ク 掲示板 等

4 男女のニーズ等への配慮

町は、避難所に運営にあたって、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。

- (1) 担当職員、保健師への女性の配置
- (2) 自主運営組織への女性の参画促進
- (3) 避難所への女性リーダーの配置
- (4) 更衣室、授乳室等のスペース、プライバシー確保の間仕切り等の設置
- (5) 関係機関等と連携した女性相談窓口の開設
- (6) 男女ペアによる巡回警備、防犯ブザーの配布等
- (7) 男女専用トイレの設置場所の配慮

5 インフルエンザ等感染症対策

町は、インフルエンザ等感染症が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

- (1) 健康状態の確認
避難受入れ時には、検温、問診等を行い、感染が判明した場合は、感染者及び濃厚接触者等を別のスペースに収容する。
- (2) 避難所での専用スペースの確保
発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。
- (3) 衛生環境の確保
避難者及び避難所運営スタッフは、手洗いの実施、マスクの着用等に留意する。
また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒等に努める。

6 在宅避難者等への対応

(1) 所在の把握

町は、在宅及び車中泊、テント泊等、避難所に滞在することができない被災者の所在を地区等の情報から把握する。

また、親戚、知人宅等に避難している被災者に対し、被災者自らが所在を町に知らせるようホームページ等で周知する。

(2) 生活支援

町は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、しもにたインフォメール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

7 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者への対応

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

上信電鉄（株）は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

町は、観光施設等から帰宅困難者の発生状況を把握する。

(2) 一時滞在施設の開設及び支援

町は、事業者、管理者等から要請された場合、一時滞在施設を提供する。一時滞在施設までの誘導は、当該事業者、管理者等が行う。

第4節 応急仮設住宅等の提供

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 需要の把握	建設水道係（建設係、管理係）	
2 賃貸型応急住宅		県
3 建設型応急住宅		県
4 入居者の選定		県

1 需要の把握

町は、避難者数、住家の被害状況、避難者の意向等を把握し、応急仮設住宅の必要数を把握する。

2 賃貸型応急住宅

県及び町は、既存住宅ストックとして公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、賃貸型応急住宅として提供する。

3 建設型応急住宅

県は、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努める。

なお、概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。

【応急仮設住宅建設予定地】

名称	住所	区分	面積（㎡）	建設戸数（戸）
仲町公有地西側駐車場 こんにやく広場	下仁田390-1外	駐車場	4,500	40
旧馬山小跡地	馬山	広場	5,000	40
旧東野牧小学校	東野牧2677外	広場	1,700	15
西牧防災広場	西野牧5801-4	広場	5,000	30
合計				125

4 入居者の選定

町は、応急仮設住宅への入居者の募集及び選考を県と連携して行う。

入居者対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

（例）生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等で、住民登録の必要はなく、町に居住していることが明らかな者

第5節 住宅の応急修理

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 対象者の選定	建設水道係（建設係、管理係）	
2 応急修理の実施		

町は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理を行う。

1 対象者の選定

町は、窓口等で被災者の申請に基づき、次の要件を確認し対象者を選定する。

- (1) 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

町は、事業者との請負契約を締結して修理を行う。

第6節 障害物の除去

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 対象者の選定	建設水道課（建設係、管理係）、	
2 障害物の除去の実施	農林課	事業者

町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う

1 対象者の選定

次の全ての条件に該当する者を対象者とする。町は、窓口等で被災者の申請に基づき、要件を確認し対象者を選定する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 住家の被害程度が半焼、半壊又は床上浸水と認定された者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

2 障害物の除去の実施

町は、事業者との請負契約を締結して障害物の除去を行う。

第7節 広域一時滞在

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
広域一時滞在	総務課（地域安全係）	他都道府県の市町村

町は、大規模な災害が発生し、町内での居住場所の確保が困難となり、町外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8節 広域避難者の受入れ

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 受入れ可能施設の選定	総務課（地域安全係）	県
2 広域避難者受入れ総合窓口の設置		県
3 県内市町村との協力		県
4 避難所の開設、受入れ		県

町は、広域的に大規模な災害が発生し、県等からの連絡に基づき、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れを行う。

1 受入れ可能施設の選定

町は、県からの求めに対応し、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入れ可能な施設を選定し、県に施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する情報を報告する。

2 広域避難者受入れ総合窓口の設置

町は、避難所間の連絡調整、避難所の割り振り等の総合調整を実施するため、「町広域避難者受入れ総合窓口」を設置し、速やかに県へ報告する。

また、電話相談窓口の設置等、広域避難者からの相談等に対応可能な体制を整備し、その旨を周知する。

3 県内市町村との協力

県及び町は、適宜連絡会議を開催する等、広域避難者の受入れに係る情報共有に努める。

4 避難所の開設、受入れ

町は、県からの広域避難者について実施する救助の方針に基づき、避難所を開設し、広域避難者を受入れる。

交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町においてバス等の移動手段を手配する。

なお、避難所の運営については、本章第3節を参照する。

第7章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

第1節 飲料水の調達・供給活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 給水の準備	総務課（地域安全係）	県、自衛隊
2 給水活動	建設水道課（水道係、庶務係）	

1 給水の準備

(1) 需要の把握

町は、給水計画を作成するため断水地域、断水人口等、需要の把握を行う。

(2) 給水資器材等の確保

町は、給水活動に必要な給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。

町で確保が困難な場合は、自衛隊のほか、県を通じて他の水道事業体に要請する。

(3) 給水計画の作成

町は、給水ポイント、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成する。給水量は、当初1人1日3Lを目安とする。

2 給水活動

町は、次の方法で給水活動を行う。

(1) 給水車による給水

浄水施設及び配水施設において給水車へ注水し、避難所、断水地区の公園等に設定した給水ポイントで、給水車から住民が持参した容器に給水する。

(2) 優先給水

病院及び社会福祉施設に対し、優先して給水を行う。

(3) ペットボトル等の調達

協定に基づきペットボトル等を確保し、断水地区の住民に配布する。

第2節 食料等の調達・供給活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 供給量の把握	企画課	
2 備蓄の利用		
3 食料の確保	総務課（地域安全係）	協定先の事業者、企業、団体、 県、自衛隊
4 食料の搬送	企画課	食料の供給を要請した事業者、 物流事業者
5 食料の配布		
6 炊出し支援	総務課（地域安全係）	

1 供給量の把握

町は、避難所の避難者数、車中・テント泊等の避難者数等を基に食料の供給量を把握する。その際、ミルクを必要とする乳児数等についても把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 町備蓄の配布

町は、家庭内備蓄を補完し、食料の調達体制が確立するまでの間、被災者に町の備蓄を供給する。

3 食料の確保

町は、次の方法で食料を確保する。その際には、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料の確保、栄養を考慮した献立を検討するよう努める。

(1) パン、缶詰、弁当等の供給を協定先の事業者等に要請する。

(2) 自治体、企業、団体等からの救援物資を受入れ、活用する。

(3) 県に供給を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣部隊に炊出し、物資供給を要請する。

炊出しを要請する場合は、町の栄養士等による献立を検討し提供する。

なお、炊飯用の米穀が不足する場合は、必要な数量を知事に通知し、農林水産省政策統括官を通じ受託事業者から引渡しを受ける。

4 食料の搬送

町は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、町の指定した場所（避難所）まで搬送するように要請する。

県を通じて確保した救援物資は、輸送拠点で受入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 食料の配布

町の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所自主運営組織が避難者に配布する。

配布にあたっては、テント、車中泊等をしている被災者にも、避難所で供給する。

6 炊出し支援

避難所等における炊出しは、避難者の自主的な活動とする。

町は、避難者等から炊出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材の確保に努める。

第3節 生活必需品等の調達・供給活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 供給量の把握	企画課	
2 備蓄の利用		
3 生活必需品の確保	総務課（地域安全係）	県、協定先の事業者、企業、団体
4 生活必需品の搬送	企画課	生活必需品の供給を要請した事業者、物流事業者
5 生活必需品の配布		
6 救援物資の受入れ		輸送事業者
7 燃料の確保	総務課（行政係、財政係、人事給与係）	事業者

1 供給量の把握

町は、避難所自主運営組織等から避難者に必要な生活必需品の品目、供給量を把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 町備蓄の配布

町は、家庭内備蓄を補完し、生活必需品の調達体制が確立するまでの間、被災者に町の備蓄を供給する。

3 生活必需品の確保

町は、次の方法で生活必需品を確保する。

- (1) 協定先の事業者等に要請する。
- (2) 自治体、企業、団体等からの救援物資を受入れ、活用する。
- (3) 県に供給を要請する。

4 生活必需品の搬送

町は、生活必需品の供給を要請した事業者等に、直接、町の指定した場所（避難所）まで搬送するように要請する。

県を通じて確保した生活必需品は、輸送拠点で受入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 生活必需品の配布

町の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所自主運営組織が避難者に配布する。

配布にあたっては、テント、車中泊等をしている被災者にも、避難所で供給する。

6 救援物資の受入れ

(1) 物資拠点の開設

町は、救援物資を受入れる必要がある場合は、道の駅しもにたに輸送拠点を開設する。

物資の受入れ、仕分け、避難所への配送は、輸送事業者に委託する。

なお、少量の物資を受入れる場合は、町役場等の公共施設を活用する。

(2) 物資の募集と受入れ

町は、物資が不足する場合、全国に救援物資を要請する。

なお、物資の受入れについては、次の方針で受入れる。

ア 個人等からの小口の物資は、受入れの対象外とする。

イ 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、町が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。

ウ 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

7 燃料の確保

町は、車両、非常用発電機、暖房等に必要な燃料の需要を把握し、事業者には燃料の供給を要請する。

なお、町は、町内の燃料供給の状況や災害対策車両等への優先供給について、住民に広報する。

第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1節 保健衛生活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 被災者の健康の把握	保健課（保健推進係、保健予防係）、福祉課（福祉係）	県、福祉事業者、NPO・ボランティア等、下仁田厚生病院、保健所
2 食品衛生の確保	全職員	
3 仮設トイレの設置	総務課（地域安全係）	甘楽西部環境衛生施設組合
4 避難所におけるペット	保健課、住民税務課、福祉課、企画課	甘楽西部環境衛生施設組合
5 被災動物等に対する救護体制	保健課（環境係）	

1 被災者の健康の把握

(1) 巡回健康相談

町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために、避難所、被災地域の家庭に、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等で編成した保健医療活動チームによる巡回健康相談を実施する。

保健医療活動チームが不足する場合は、保健福祉事務所を通じて県に応援を要請する。

(2) 要配慮者への対応

町は、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 医療情報の提供

町は、受診可能な医療機関、受診方法等の情報を下仁田厚生病院、保健所から収集し、住民に広報する。

2 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、避難所、被災地で配給する飲料水及び食料について、衛生管理を厳重に行う。

3 仮設トイレの設置

町は、レンタル業者等から仮設トイレを調達し、断水地区の避難所又は公園等に設置する。

仮設トイレの管理にあたっては、消毒剤等資機材の確保、使用ルールの徹底等、良好な衛生状態の保持に努める。

また、衛生事業者に定期的な収集を要請する。

4 避難所におけるペット

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととする。

町は、避難所の居住区画とは離れた場所にペット飼養場所を設置する。

なお、ペットは必ずゲージに入れるか、リード等により繋ぎとめて飼育するよう指導する。

5 被災動物等に対する救護体制

町は、県、県獣医師会、各種関係団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し支援する。

第2節 防疫活動

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
防疫活動	保健課	

町は、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症予防法」という。）第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症予防法第28条）
- (3) 指定避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）
- (5) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 行方不明者の捜索	総務課（地域安全係）、消防団	富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署
2 遺体の収容・安置		富岡警察署、県警察、葬祭業者
3 遺体の引渡し		
4 遺体の埋火葬		県

1 行方不明者の捜索

町、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、相互に協力して行方不明者の捜索にあたる。

行方不明者の情報は、各機関で共有し、公表時には発表内容等を協議する。

2 遺体の収容・安置

(1) 遺体収容場所の設置

町は、富岡警察署と調整して、公共施設等に遺体収容場所を設置し、遺体を収容する。

(2) 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。

また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

(3) 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所（遺体収容場所を兼ねる）を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を安置する。

(4) 資機材の確保

町は、葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺、ドライアイス等の資機材を調達する。併せて、納棺等の作業を要請する。

(5) 身元の確認

町は、身元不明の遺体については、富岡警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

3 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体を引き渡す。

4 遺体の埋火葬

町は、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、遺体の埋火葬を行う。

なお、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第3部 災害応急対策

第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

また、遺体の数が多数又は斎場の被災等により、対応できないときは、県に応援を要請する。

第9章 施設、設備の応急復旧活動

第1節 施設、設備の応急復旧

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 公共施設、設備の応急復旧	施設を所管する課	
2 情報の提供	総務課（秘書係、情報管理係、 情報推進係）	
3 環境モニタリング	保健課（環境係）	

1 公共施設、設備の応急復旧

町は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施する。

また、被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

2 情報の提供

町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

3 環境モニタリング

町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2節 ライフライン施設の応急復旧

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 電力施設		東京電力パワーグリッド(株)、 県
2 ガス施設		東海ガス(株)、LPガス事業者
3 上水道施設の応急復旧	建設水道課(水道係、庶務係)	
4 電気通信設備の応急復旧		東日本電信電話(株)

1 電力施設

(1) 迅速な応急復旧の実施

東京電力パワーグリッド(株)及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

東京電力パワーグリッド(株)は、社会的優先度の高い箇所等を優先して応急復旧を行う。

ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 大規模停電時における電源車等の配備

県は、経済産業省、東京電力パワーグリッド(株)等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、東京電力パワーグリッド(株)等は、電源車等の配備に努める。

(4) 電力関係機関相互間の応援

東京電力パワーグリッド(株)及び県は、要員及び資機材が不足する場合、他の電力関係機関に応援を要請する。

(5) 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド(株)は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行う。

(6) 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民広報を行う。

(7) 電気事業者との連携

町は、協定に基づき、東京電力パワーグリッド(株)と連携して災害時における電力復旧作業を行う。

2 ガス施設

(1) 迅速な応急復旧の実施

東海ガス(株)は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

東海ガス（株）は、社会的優先度の高い箇所等を優先して応急復旧を行う。

ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

東海ガス（株）は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

(4) ガス関係機関相互間の応援

東海ガス（株）は、ガス施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

(5) 供給再開時の安全確認

東海ガス（株）は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

(6) 広報活動

東海ガス（株）は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民広報を行う。

(7) LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、東海ガス（株）と同様、必要な応急復旧を行う。

3 上水道施設の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

町は、被災した浄水設備、給水管等の施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

町は、社会的優先度の高い箇所等を優先して応急復旧を行う。

ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

(4) 水道関係機関相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

町は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民広報を行う。

4 電気通信設備の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

東日本電信電話（株）は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

第3部 災害応急対策

第9章 施設、設備の応急復旧活動

(2) 重要施設の優先復旧

東日本電信電話（株）は、社会的優先度の高い箇所を優先し、応急復旧を行う。

ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備・代替サービスの提供

東日本電信電話（株）は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し

ウ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

(4) 電気通信関係機関相互間の応援

東日本電信電話（株）は、電気通信設備の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

東日本電信電話（株）は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民広報を行う。

(6) 電気通信事業者との連携

町は、協定に基づき、東日本電信電話（株）と連携して災害時における通信復旧作業を行う。

第10章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティアの受入れ

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害ボランティアセンターの設置、運営		下仁田町社会福祉協議会、群馬県災害ボランティアセンター
2 町の支援	総務課（地域安全係）	県

一般ボランティアの受入れは災害ボランティアセンター、専門ボランティアの受入れは町及び関係機関が行う。

【一般ボランティアと専門ボランティアの活動事項の例】

一般ボランティア	専門ボランティア
情報連絡	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
給食、給水	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
物資の搬送・仕分け・配給	応急危険度判定（建築士等）
避難所の清掃	外国語通訳
被災住宅の片付け	手話通訳
災害ごみの収集・運搬	介護（介護福祉士等）
高齢者、障がい者等の介助	アマチュア無線
防犯	各種カウンセリング
愛玩動物の保護	

1 災害ボランティアセンターの設置、運営

(1) 災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、町及びボランティア関係団体と連携して、町災害ボランティアセンターを社会福祉協議会に設置する。

なお、災害ボランティアセンターは、次の対応を行う。

- ア 群馬県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- イ 一般ボランティアの募集、受付、ボランティア保険の加入支援
- ウ ボランティアニーズの受付、ボランティアの派遣調整
- エ ボランティアの移動手段、宿泊場所等の情報提供

(2) 災害ボランティアセンターの運営

町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターを中心に、ボランティアの受入れ、ニーズの把握、ボランティアの派遣等の運営を行う。

なお、被災地において自主的に支援活動を行うボランティア団体やNPO、NGO等の組織と情報共有の場を設置する等、相互に連携した活動体制を構築する。

2 町の支援

県及び町は、次によりボランティア活動を支援する。

- (1) ボランティアが円滑に受入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。
- (3) 災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

第2節 義援金の受入れ

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 義援金の募集	会計課	県、日本赤十字社群馬県支部
2 募集の広報		日本赤十字社群馬県支部
3 義援金の配分		

1 義援金の募集

県及び町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県）を設置し、県内における義援金受入れ事務を一元化する。

【義援金募集・配分委員会の構成機関】

群馬県、群馬県町村会、日本赤十字社群馬県支部、被災市町村、群馬県市議会議長会、群馬県社会福祉協議会、群馬県市長会、群馬県町村議会議長会、群馬県共同募金会

2 募集の広報

義援金募集は、募集方法、募集期間等を定め、その内容を広報する。

3 義援金の配分

義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

町は、義援金を被災者へ支給する。

第11章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 任務		県警察
2 警備体制の種別等		県警察
3 県警備本部等		県警察
4 署警備本部等		県警察

県警察は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施する。その概要は次のとおりである。

1 任務

県警察は、災害警備実施にあたって、国、県、市町村、消防機関、医療機関その他関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報の収集
- (2) 被災者及び負傷者の救出救助
- (3) 被災住民等の避難誘導
- (4) 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- (6) 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- (7) 各種犯罪の予防検挙
- (8) 関係機関との連絡共助
- (9) その他必要な警察活動

2 警備体制の種別等

警備体制の種別、発令者及び発令基準は、次表のとおりである。

種別	発令者	発令基準
準備体制	危機管理対 策統括官	○県内震度4以上の地震が発生し、災害対応の必要がある場合 ○気象予警報等その他から判断して、災害発生のおそれがあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合
警戒体制	警備部長	○県内震度5強以上の地震が発生し、相当規模の被害が発生した場合 ○大雨、強風、洪水、噴火等により相当規模の被害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○災対法の規定による群馬県災害警戒本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合
実施体制	本部長	○県内震度6弱以上の地震が発生し、大規模な被害が発生した場合

		○大雨、強風、洪水、噴火等により大規模な災害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○災対法の規定による群馬県災害対策本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 県警備本部等

(1) 県警備準備室の設置

危機管理対策室長は、準備体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警備準備室を設置する。

(2) 県警戒本部の設置

危機管理対策統括官は、実施体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警戒本部を設置する。

(3) 県警備本部の設置

本部長は、警戒体制を発令した場合は、群馬県警察本部災害警備本部を設置する。

4 署警備本部等

(1) 署警備準備室の設置

署長は、準備体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする署災害警備準備室を設置する。

(2) 署警戒本部の設置

署長は、警戒体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警戒本部を設置する。

(3) 署警備本部の設置

署長は、実施体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警備本部を設置する。

第2節 農林業の災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 農作物関係	農林課（農業係）	県
2 蚕業関係		県
3 家畜関係		県
4 林産関係	農林課（林業係）	県、木材の所有者又は管理者

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。

また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病虫害の防除

県は、災害により病虫害が発生するおそれがあるときは、当該市町村に対し、病虫害防除の実施を指示する。

町は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、農業委員会・農業共済組合・農業協同組合等と協議して防除を実施する。

(3) 転換作物の導入指導

県及び町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 蚕業関係

(1) 桑園改植用苗の確保

県は、桑園の改植の必要が生じたときは、全国農業協同組合連合会群馬県本部等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 蚕種対策

県は、必要に応じ、適正な掃立日及び掃立量を定め、繭の生産量の確保に努めるとともに、催青・卵蟻蚕冷蔵及び抑制について適切な技術指導を行う。

3 家畜関係

(1) 家畜の避難

県及び町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼び掛ける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市町村、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずる。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策にあたらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

県及び町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取り、土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

4 林産関係

県は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第3節 学校の災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 児童・生徒の安全確保		学校長
2 災害情報の連絡		学校長
3 教育の確保	教育課（学校教育係）	学校長、教育委員会その他教員の任命権者、県、教科書供給業者
4 給食の措置	教育課（学校給食係）	給食センターの管理者
5 避難者の援護と授業との関係	教育課（学校教育係）	

1 児童・生徒の安全確保

学校長は、気象情報等に基づき、事前に休校、授業中止等の措置をとる。
天候が急変した場合は、学校で児童・生徒を保護し、保護者に引き渡す。

2 災害情報の連絡

学校長は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

3 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校長は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

県は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずる。

(4) 授業料の減免

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる児童生徒については、「群馬県立学校の入学料等に関する条例」に基づき授業料の減免を行う。

4 給食の措置

施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、給食センターの管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

なお、給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合は、給食センターの管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意する。

5 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。

第4節 文化財施設の災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 気象状況の把握	教育課（文化財保護係）	
2 文化財の安全性の点検		
3 利用者・観覧者等の安全確保		
4 文化財の安全の確保		
5 災害情報の連絡		
6 応急修復		

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、気象情報に注意を払い、土砂災害等の情報把握に努める。

2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、災害が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検する。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保する。

(1) 安全な場所への移動

文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいるときに被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

(2) 傷病者の対応

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の所有者・管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずる。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町等の関係機関に連絡する。

6 応急修復

文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

県及び町は、応急修復について積極的に協力する。

第5節 動物愛護

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 動物の逸走等の対策	保健課（環境係）	県、富岡警察署
2 避難所のペット対策		県動物救護本部

1 動物の逸走等の対策

町は、災害により放浪又は逸走する動物を確認した場合、県、富岡警察署に保護を要請する。

2 避難所のペット対策

町は、避難所における家庭動物の状況等を県動物救護本部に提供する。

また、動物に関する問題が生じた場合、県動物救護本部に次の支援を要請する。

- (1) 動物の餌の確保
- (2) 負傷した動物の収容・治療・保管
- (3) 放浪動物の収容・保管
- (4) 飼養困難な動物の一時保管
- (5) 動物の新たな所有者探し
- (6) その他動物に関する相談

第6節 災害救助法の適用

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 適用の手続	総務課（地域安全係）	
2 救助の記録、報告等	総務課（秘書係、情報管理係、情報推進係）	

一定規模以上の災害については災害救助法が適用され、飲料水・食料・生活必需品・避難所の提供などに係る費用を国、県が負担することとなる。

1 適用の手続

町は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合、直ちにその旨を知事に報告する。

【災害救助法の適用基準】

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が40世帯以上に達する場合
- (2) 県内の滅失世帯の数が1,500世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が20世帯以上に達する場合
- (3) 県内の被害世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 救助の記録、報告等

町は、災害救助法の対象となる事務を担当する各課に活動記録簿の整備や証拠書類の保管等を依頼する。

また、これらの記録簿や書類を取りまとめて県に報告し、国、県の負担費用を請求する。記録簿等の整備、取りまとめ、報告等の方法や手順は、内閣府の「災害救助事務取扱要領」に基づいて行う。

【災害救助法事務の項目】

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与

第3部 災害応急対策

第11章 その他の災害応急対策

- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法により国、県が負担する費用は、内閣府が定める基準によるが、救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間等を定めることができる。

第12章 水防計画

■対策項目及び担当

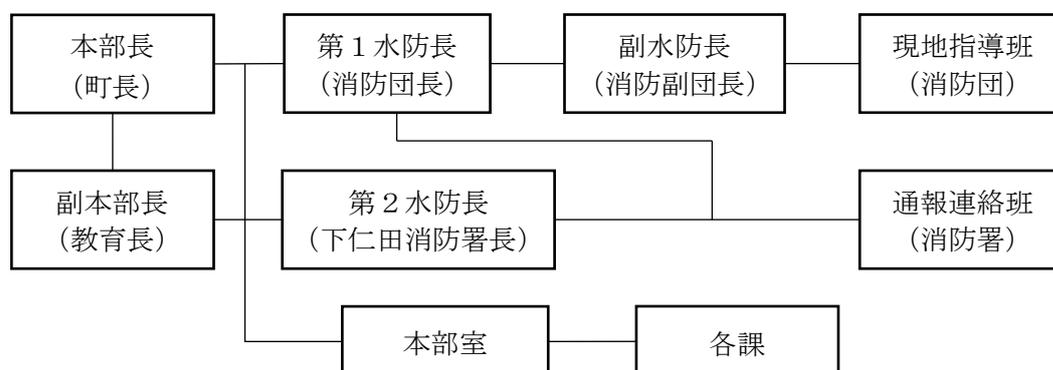
項目	町	関係機関
1 水防組織	消防団	
2 水防通信連絡	総務課（地域安全係）	
3 重要水防区域等		
4 非常配備と水防活動	消防団	
5 決壊等の通報	総務課（地域安全係）	富岡土木事務所
6 避難のための立退き	総務課（地域安全係）、消防団	
7 相互応援協力	総務課（地域安全係）	隣接市町村
8 水防解除		富岡土木事務所
9 水防実施状況報告	総務課（地域安全係）、消防団	県、富岡土木事務所

1 水防組織

水防法の規定により気象通報等による洪水等のおそれのあるとき、危険が回避されるまでの間、水防本部を役場内に設置する。

ただし、災害対策基本法に基づく下仁田町災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

(1) 水防本部の組織



(2) 水防団の組織

水防団は、下仁田町消防団をもって組織し、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、各区域に組織しておく。

(3) 指定水防管理団体の活動等

- ア 水防組織の確立
- イ 水防団の整備
- ウ 水防倉庫、資器材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川等の巡視
- カ 水防時における適正な水防活動の実施

第3部 災害応急対策
第12章 水防計画

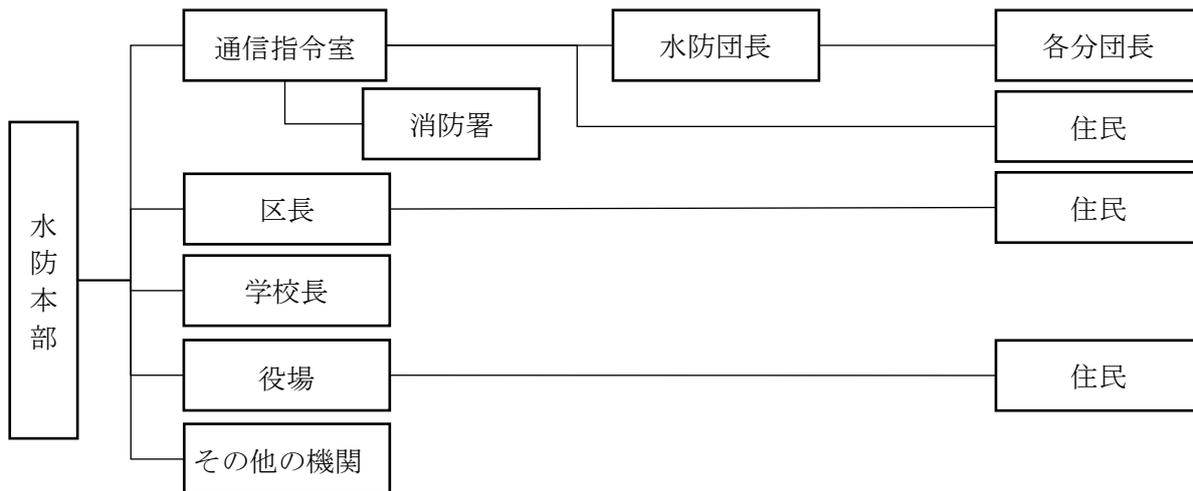
(4) 指定水防管理団体の義務

- ア 水防団の設置（水防法第5条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（同法第32条）
- ウ 水防訓練の実施（同法第35条）

2 水防通信連絡

洪水時に必要とする通信連絡は、次のとおり行う。

(1) 伝達系統



(2) 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、防災行政無線、広報車、電話等あらゆる通信手段を利用する。

また、巡視車や水防作業現場との連絡を緊密にするため消防団無線及び車両等の配備をしておく。

3 重要水防区域等

町内における家屋倒壊等氾濫想定区域、重要水防区域は次のとおりである。

【家屋倒壊等氾濫想定区域（法定）】

河川名	大字	場所	左右岸別	延長（m）	詳細箇所
鏑川	下仁田	下仁田	左	500	県立下仁田高校下～旧下河原グラウンド先河川

【重要水防区域（河川危険箇所）】

河川名	大字	場所	左右岸別	延長（m）	理由	対策水防工法
南牧川	川井	川井	左	150	堤防高不足	積み土のう工
青倉川	青倉	清水（滝の下）	左	100	堤防高不足 洪水時水衝部	積み土のう工
横瀬川	馬山	下蒔田	右	80	堤防高不足 （河積小）	

町内を流れる鑄川の各水位観測所における氾濫危険水位等は、次のとおりである。

【河川警戒レベル】

河川名	観測場所	水位 (m)				
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
			注意	警戒	危険	
		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫発生
鑄川	東部大橋	2.00	2.60	2.60	3.27	—
	八千代橋※	2.30	3.50	—	—	—
	常盤橋 ※	2.30	3.50	—	—	—
・ 氾濫注意水位（水防団が出勤して水防活動を行う目安となる基準） ・ 避難判断水位（町長の避難準備・高齢者等避難開始の判断となる水位。住民の避難判断の水位） ・ 氾濫発生（逃げ遅れた住民の救護等。新に氾濫が及ぶ区域住民の避難誘導） ※は、群馬県水位周知河川の基準観測所ではない。						

4 非常配備と水防活動

(1) 非常配備

本部長は、洪水のおそれがあると認められたときは、非常勤務活動の完遂を期するため、次の区分により非常配備を行う。

配備区分	発令基準	配備内容
初期動員	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、今後予想される事態発生までかなり時間的余裕があるときは、少数の人員あたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢	情報連絡活動等を円滑に行う必要最小限の配備とし、状況に応じて速やかに1号動員に切り替える態勢
1号動員	水防事態が予想され、水防活動の必要が考えられ、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なくできる状態	全係長
2号動員	事態が切迫し、水防活動の開始が予想されるとき、全職員によって水防活動ができる態勢	全職員

※注意事項

- この指令は、事態に応じて初期動員から直ちに2号動員を発令する場合もある。
- 本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出勤しなければならない。

(2) 水防活動

ア 待機

待機命令は、次の状況の際に発令するものとし、各分団長及び連絡員数人は詰所で待機する。状況を把握することに努め、一部団員は直ちに次の段階に入り得るような態勢におく。

イ 出勤準備

出勤準備命令は、次の状況の際に発令するものとし、消防団員全員は、各詰所に集合し、資材の準備、点検、作業員の配備計画等にあたる。

また、被害発生予想箇所へ一部団員を警戒出勤させる。

第3部 災害応急対策

第12章 水防計画

ウ 出動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、消防団は、あらかじめ水防計画に定められた警戒配備につくものとする。

また、管内で特に重要と思われる箇所については、巡視員により巡視を行い、水防上危険箇所を発見したときは、本部に連絡をして必要な措置を講じ水防作業を行う。

(3) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、最も適切な工法を選択し実施する。平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

また、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するとともに、水防作業時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど自身の安全確保を徹底する。

5 決壊等の通報

堤防、その他の施設に決壊又は、これに準ずべき事態が生じたとき、各分団長は、直ちに水防本部へ通報する。

また、その連絡を受けた水防本部は、直ちに富岡土木事務所へ通報する。

6 避難のための立退き

(1) 本部長は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退き、又はその準備をすべきことを指示することができる。ただし、著しく危険が切迫し、本部長の指示を待ついとまのないときは、区長、各分団長が協議の上、これを行い、その結果を本部長へ報告する。

(2) 各分団長は、あらかじめ予定立退き先を当該地域の区長と協議（経路及び誘導責任者）の上選定し、本部長へ報告するとともに住民に周知徹底しておく。

(3) 本部長は、立退きを指示する場合には、水防法第29条の規定により、富岡警察署長へその旨を通知する。

7 相互応援協力

水防法第23条第1項の規定により、水防計画のための隣接市町村の相互応援協力計画は次のとおりとする。

(1) 応援を要請する場合

ア 要請をする場合の災害の規模については本部長が定め、応援要請は富岡甘楽広域圏消防相互応援協定に基づき本部長が行う。

イ 要請する相手方及び通信方法

通信は、電話を使用するとともに、電話不通の場合は消防無線又は特使をもってこれを行う。

(2) 応援する場合

- ア 応援出動命令は、本部長が行う。
- イ 応援要請を受ける通信の体制
- ウ 応援出動部隊及び人員、器材等については災害の状況及び応援要請の状況により本部長が決定する。

8 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、本部長は水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、この旨を富岡土木事務所長へ通報する。

9 水防実施状況報告

水防が終結したときは、水防長は速やかに水防実施状況を本部長へ報告し、本部長は、この状況を取りまとめ遅滞なく富岡土木事務所を経由して県知事へ報告する。

第4部 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害復興本部の設置	総務課、企画課	
2 基本方向の決定		
3 住民の参加		
4 国等に対する協力の要請	総務課（地域安全係）	県、他市町村

1 災害復興本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「下仁田町災害復興本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動を一元化し、総合的に推進する。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重しつつ、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

4 国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 被災施設の復旧等	建設課（建設係、管理係）	県
2 住宅の解体撤去		
3 災害廃棄物処理	保健課	甘楽西部環境衛生施設組合

1 被災施設の復旧等

県、町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

なお、道路及び河川の復旧にあたっては、諸条件を勘案し、国が町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。

2 住宅の解体撤去

損壊家屋等の撤去・解体は、所有者が行うことを基本とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、町が公費解体の必要があると判断した場合、町が被災者の申請を受け、解体事業者との契約・発注、解体状況の確認、事業者への費用支払い等の手続を実施する。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう周知する。

3 災害廃棄物処理

（1）災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、被害状況から災害廃棄物等の発生量、廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握し、処理方法を定めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。

なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

【災害廃棄物の対象】

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ

し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
----	-------------------------------------------------------------------------------------

(2) 避難所ごみ、生活ごみの収集・処理

町は、生活ごみ及び避難所ごみについては、通常のごみ収集と同様に収集し、甘楽西部環境衛生施設組合の処理施設で処理する。

(3) 災害廃棄物の処理

町は、大量に災害廃棄物が発生した場合は、公共用地等に仮置場を設置し、仮置場等で選別、処理された災害廃棄物は、甘楽西部環境衛生施設組合の処理施設で処理し、最終処分場で処分する。

町の処理能力を超える災害廃棄物が発生する場合は、状況を県に報告し、必要に応じて応援を要請する。

なお、町が環境大臣によって、廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第3節 計画的復興の推進

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 復興計画の作成	企画課（地域創生係）	
2 防災まちづくり	総務課（地域安全係）	

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。

町復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画とともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についても定める。

なお、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、要配慮者など多様な町民の意見を反映するよう努める。

2 防災まちづくり

町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

防災まちづくりにあたっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の基に、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指す。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第4節 被災者等の生活再建の支援

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 住家の被害認定調査	住民税務課（税務係）	
2 罹災証明書等の交付	総務課（地域安全係）	
3 被災者台帳の作成	総務課（地域安全係）	
4 災害弔慰金の支給等	福祉課（福祉係）	群馬県市町村総合事務組合
5 税の徴収猶予及び減免等	住民税務課	
6 雇用の確保		富岡公共職業安定所
7 住宅支援	建設水道課（建設係、管理係）	
8 支援措置の広報等	総務課（秘書係、情報管理係、情報推進係）	
9 災害復興基金の設立等	総務課（財政係）	

1 住家の被害認定調査

町は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

調査員が不足する場合は、県を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

【被害認定調査の区分】

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

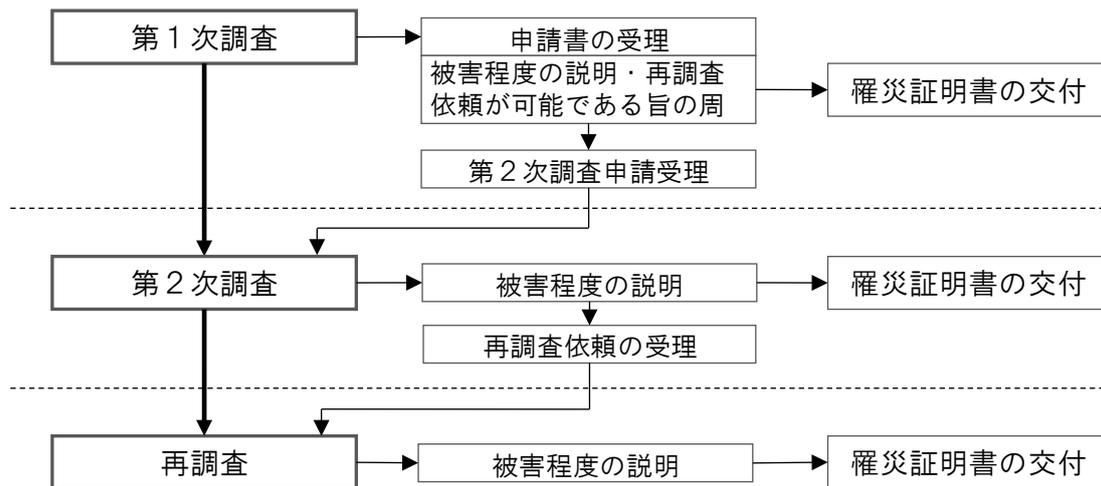
2 罹災証明書等の交付

(1) 罹災証明書

町は、被害認定調査の結果をまとめた罹災台帳を作成し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を交付する。

(2) 被災証明書

町は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明書を交付する。



3 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

町は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。

また、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

【被災者台帳の記載事項】

- ア 氏名（住民基本台帳）
 - イ 生年月日（住民基本台帳）
 - ウ 性別（住民基本台帳による）
 - エ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況（罹災台帳）
 - カ 援護の実施状況
 - キ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付状況
 - サ 台帳情報の提供先（町以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
 - シ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
 - ス 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）
 - セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成25年法律第27号）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

(2) 被災者台帳の利用、提供

町は、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたって、被災者台帳の掲載情報を町が利用することにより各種援護措置の効率化が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

4 災害弔慰金の支給等

町は、群馬県市町村総合事務組合と連携し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給※
- (2) 災害援護資金の貸付※
- (3) 群馬県（小規模）災害見舞金の支給
- (4) 被災者生活再建支援金
- (5) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

（注）※は、群馬県市町村総合事務組合が実施主体となる制度を示す。

5 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

6 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

富岡公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給する。

- (2) 被災者に対する就労支援等

富岡公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。

町は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。

7 住宅支援

- (1) 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、災害復興住宅融資、母子・寡婦福祉資金（住宅資金）等の支援措置を周知する。

- (2) 恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等の支援を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。

(3) 安全な地域への移転の推奨

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用した安全な地域への移転について県と協議する。

(4) 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

8 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

9 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 中小企業の被災状況の把握	商工観光課	県、下仁田町商工会
2 中小企業者に対する低利融資等の実施	商工観光課	県
3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	農林課	県
4 地場産業・商店街への配慮等	商工観光課	県
5 支援措置の広報等	総務課（秘書係、情報管理係、情報推進係）	県

1 中小企業の被災状況の把握

県及び町は、あらかじめ下仁田町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
 - イ 中小企業高度化資金
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

県及び町は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金

第4部 災害復旧・復興対策

(5) 農林漁業金融公庫による貸付

4 地場産業・商店街への配慮等

町は、県と連携し、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

5 支援措置の広報等

町は、県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第6節 公共施設の復旧

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害復旧事業計画の作成	各担当課	施設管理者
2 早期復旧の確保	各担当課	施設管理者
3 財政援助の活用	総務課（財政係）	施設管理者

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧にあたっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている主な法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (9) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (10) 激甚災害法
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針（昭和37年8月14日建設省都発第194号）

第7節 激甚災害法の適用

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 激甚災害の早期指定の確保	総務課（地域安全係）	県
2 特別財政援助の受入れ	総務課（財政係）	県

1 激甚災害の早期指定の確保

町長は、激甚災害法に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の受入れ

町は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受入れるための手続を速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第83条第2項又は第3項の規定により県又は町が設置した障がい者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により県又は町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防法第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

ウ 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例（激甚災害法第20条）

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

第8節 復旧資金の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 復旧資金の確保	総務課（財政係）	県
2 関東財務局への協力要請	総務課（財政係）	関東財務局

1 復旧資金の確保

県及び町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局への協力要請

町は、関東財務局（前橋財務事務所）に対し、復旧資金の確保について要請する。

- (1) 災害つなぎ資金の融資 短期
- (2) 災害復旧事業資金の融資 長期
- (3) 国有財産の貸付、譲与及び売払い

第5部 事故・火山・火災災害等対策

第1章 道路災害応急対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 道路施設等の整備	建設水道課（建設係、管理係）、	道路管理者
2 その他の災害予防	農林課	道路管理者

道路事故災害の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 道路施設等の整備

道路管理者は、次により道路施設の整備を図る。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (5) 救助、救急医療及び消火活動体制の整備に努める。

2 その他の災害予防

道路管理者は、次によりその他の災害予防措置を講ずる。

- (1) 危険物等防除資機材の整備
消防機関と連携し、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。
- (2) 応急復旧活動体制の整備
施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (3) 災害復旧への備え
円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (4) 防災知識の普及
道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。
- (5) 再発防止対策の実施
原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡	総務課（秘書係、情報管理係、情報推進係）	県、道路管理者、富岡警察署、富岡甘楽広域消防本部
2 救助・救急活動	総務課（地域安全係）、消防団	県、道路管理者、富岡警察署、富岡甘楽広域消防本部
3 消火活動		道路管理者、富岡甘楽広域消防本部
4 その他の災害応急対策	総務課（地域安全係）、消防団、建設水道課（建設係、管理係）	東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）

道路事故災害が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、町、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署に連絡する。

また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

(2) 町における災害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(3) 富岡甘楽広域消防本部における災害情報の収集・連絡

富岡甘楽広域消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、県に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

ア トンネル内車両火災

イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故

2 救助・救急活動

(1) 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 消防機関・警察機関による救助・救急活動

富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。

また、富岡甘楽広域消防本部は、必要に応じ、群馬DMATの派遣を要請する。この場合、速やかに知事に報告する。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助、救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署等に協力して救助・救急活動を行う。

(4) 資機材等の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

また、救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 消火活動

(1) 道路管理者による消火活動

道路管理者は、富岡甘楽広域消防本部等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 富岡甘楽広域消防本部による消防活動

富岡甘楽広域消防本部は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 その他の災害応急対策

(1) 危険物等による二次災害の防止

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

(2) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

ア 道路管理者による応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

町は、協定に基づき、東日本電信電話（株）及び東京電力パワーグリッド（株）と連携して道路啓開作業に伴う障害物の除去等を行う。

また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第5部 事故・火山・火災災害等対策

第1章 道路災害応急対策

イ 県警察による応急復旧活動

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3節 災害復旧対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 道路施設の復旧事業	建設水道課（建設係、管理係）、	道路管理者
2 復旧予定時期の明示	農林課	道路管理者

道路管理者は、迅速かつ円滑な災害復旧のため、次の措置を講じる。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 道路施設の復旧事業

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

その他この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 搜索活動体制の整備	総務課（地域安全係）、消防団	県警察、富岡甘楽広域消防本部
2 救助・救急活動体制の整備		県警察、富岡甘楽広域消防本部
3 消火活動体制の整備		富岡甘楽広域消防本部
4 医療活動体制の整備	保健課（保健推進課、保健予防課）	富岡甘楽広域消防本部

航空機事故災害に対応するため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 搜索活動体制の整備

県警察、富岡甘楽広域消防本部は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急活動体制の整備

富岡甘楽広域消防本部、県警察、町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

3 消火活動体制の整備

富岡甘楽広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

4 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

富岡甘楽広域消防本部は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡	総務課（地域安全係）、消防団	県、富岡甘楽広域消防本部
2 捜索、救助・救急及び消火活動		県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署
3 医療活動	保健課（保健推進係、保健予防係）	県、富岡警察署

航空機事故災害が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

富岡甘楽広域消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

2 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動

富岡甘楽広域消防本部、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の捜索を実施する。

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じて捜索活動を行う。

(2) 救助・救急活動

消防団、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。

また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対して群馬DMATの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告する。

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じて救助・救急活動を行う。

県は、自らの判断により群馬DMATの派遣を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第5部 事故・火山・火災災害等対策
第2章 航空災害対策

救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関への負傷者の搬送にあたっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。

また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

(3) 消火活動

消防団、富岡甘楽広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

3 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の設置

地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送に時間がかかる場合、事故現場を管轄する町は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。

町は、救護所を設置したときは、必要に応じて速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

県は、必要に応じて県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMA T、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の非常本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行う。

県は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、群馬県医師会又は群馬県看護協会に対して調整を要請する。

救護班を編成した機関は、その旨を県に連絡する。県、富岡保健福祉事務所、富岡甘楽広域消防本部及び富岡市甘楽郡医師会は、事故現場を管轄する町及び災害医療コーディネーター等と連携し救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図る。

救護班の緊急輸送については、県及び県警察（富岡警察署）は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受入れた医療機関は、次の事項に留意して治療にあたる。

負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

転送先の検討にあたっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

負傷者の転送にあたっては、必要に応じて県消防保安課又は医務課等に要請してヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数にのぼるため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要

がある場合はトリアージを行う。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 事故防止知識の普及	企画課	上信電鉄（株）
2 鉄道の安全な運行の確保		上信電鉄（株）
3 鉄道車両の安全性の確保		上信電鉄（株）
4 鉄道交通環境の整備		上信電鉄（株）
5 再発防止対策の実施		上信電鉄（株）、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署

鉄道事故災害の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 事故防止知識の普及

上信電鉄（株）は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉え、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなど事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努める。

2 鉄道の安全な運行の確保

上信電鉄（株）は、次の対策を講ずる。

(1) 列車防護用具の整備等

事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 職員の教育訓練等

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

(3) 計画運休への備え

大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県及び関係する町との情報提供・連絡体制の確立に努める。

3 鉄道車両の安全性の確保

上信電鉄（株）は、次の対策を講ずる。

(1) 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

(2) 各種データの分析

鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

4 鉄道交通環境の整備

上信電鉄（株）は、次の対策を講ずる。

(1) 線路防護施設等の整備

軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。

(2) 運転保安設備の整備

列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

(3) 踏切道の改良の促進

道路管理者と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

5 再発防止対策の実施

上信電鉄（株）は、次の対策を講ずる。

(1) 事故原因の調査研究

事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生 of 直接又は間接の要因となる事実について、富岡警察署、富岡甘楽広域消防本部等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じて専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

(2) 安全対策への反映

事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡	企画課	国土交通省、県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、上信電鉄（株）
2 救助・救急活動		富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、上信電鉄（株）、自衛隊
3 消火活動		上信電鉄（株）、富岡甘楽広域消防本部
4 代替交通手段の確保		上信電鉄（株）

鉄道事故災害が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

上信電鉄（株）は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県、町、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署に連絡する。

また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

(2) 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

ア 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

イ 富岡甘楽広域消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

2 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者による救助・救急活動

上信電鉄（株）は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防団、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。

また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告する。

(3) 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う。

(4) 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

(5) 資機材等の調達

ア 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

イ 救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 消火活動

(1) 鉄道事業者による消火活動

上信電鉄（株）は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防団、富岡甘楽広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

4 代替交通手段の確保

上信電鉄（株）は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第3節 災害復旧対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施	企画課	上信電鉄（株）
2 復旧予定時期の明確化		上信電鉄（株）

鉄道事故災害が発生した際は、次の復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

上信電鉄（株）は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努める。

2 復旧予定時期の明確化

上信電鉄（株）は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4章 危険物等災害対策

危険物等の製造、貯蔵、取扱又は輸送を行う事業者（以下この章において「危険物等取扱事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等の災害予防、災害時の応急対策を適切に実施する。

なお、危険物等の種類ごとの取扱規制担当官公署は、次表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1 消防法第2条第7項で規定する「危険物」	○消防庁 ○県消防保安課 ○富岡甘楽広域消防本部
2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項で規定する「火薬類」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課 ○富岡甘楽広域消防本部
3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条で規定する「高圧ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課 ○富岡甘楽広域消防本部
4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項で規定するいわゆる「都市ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部
5 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第203号）第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	○厚生労働省 ○県薬務課
6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）施行令別表第1に規定する「危険物」	○厚生労働省 ○県薬務課
7 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）で規定する「放射性同位元素」	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
9 前各号に掲げた物資に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

※国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 危険物等施設の安全性の確保	総務課（地域安全係）	危険物等取扱事業者
2 その他の災害予防	建設水道課（建設係、管理係）	県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、富岡土木事務所、危険物等取扱事業者

危険物等災害の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 危険物等施設の安全性の確保

（1）技術基準の遵守

危険物等取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

（2）立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

（3）自主保安体制の整備

危険物等取扱事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

（4）講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

（5）再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び危険物等取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 その他の災害予防

（1）防災業務関係者の安全確保

危険物等取扱事業者、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

（2）防除活動体制の整備

危険物等取扱事業者、富岡甘楽広域消防本部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努める。

危険物等取扱事業者、富岡甘楽広域消防本部、県、河川管理者、町等は、危険物等が河

川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物等取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡	総務課（地域安全係）	県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、富岡行政県税事務所
2 救助・救急活動	総務課（地域安全係）、消防団	県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署
3 消火活動		富岡甘楽広域消防本部
4 危険物等の大量流出に対する応急対策	保健課（環境係）	県、富岡甘楽広域消防本部、河川管理者
5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故対策	総務課（地域安全係）、保健課（環境係）	県、富岡甘楽広域消防本部、富岡警察署、原子力事業者等

危険物等の事故災害が発生した際は、次の復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事業者における災害情報の収集・連絡

危険物等取扱事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、町、富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署に連絡する。

また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

(2) 町における災害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(3) 富岡甘楽広域消防本部における災害情報の収集・連絡

富岡甘楽広域消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

- 1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- 4 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 5 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの

2 救助・救急活動

(1) 危険物等取扱事業者による救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 消防機関・警察機関による救助・救急活動

富岡甘楽広域消防本部及び富岡警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。

また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告する。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

(4) 資機材等の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保する。

3 消火活動

(1) 危険物等取扱事業者による消火活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力する。

(2) 消防機関による消火活動

富岡甘楽広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

(3) 消火活動従事者の安全の確保

富岡甘楽広域消防本部は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保する。

4 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者、消防団及び富岡甘楽広域消防本部、県、河川管理者、町等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用する。

5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故対策

原子力事業者、県その他関係機関は、核燃料物質等※₁の運搬中の事故による特定事象※₂が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずる。

※₁「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。(以下この節において同じ。)

※₂「特定事象」とは、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬においては次のいずれかの事象をいう。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間あたり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>2 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 特定事象発生の連絡

原子力防災管理者※₃は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、文部科学省、経済産業省、内閣府、県、事故発生場所を管轄する町、富岡警察署、富岡甘楽広域消防本部など関係機関に文書で送信する。さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

※₃「原子力防災管理者」とは、原災法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

(2) 原子力事業者等の対応

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下この節において「原子力事業者等」という。)は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚

染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図る。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

(3) 専門家の派遣及び防災資機材の動員

県は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

(4) 消防機関及び警察機関の対応

富岡甘楽広域消防本部は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

富岡警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(5) 一般公衆の安全の確保

県及び町は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第3節 災害復旧対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 公共施設の災害復旧	各担当課	施設管理者等

危険物等の事故災害が発生した際は、次の復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 公共施設の災害復旧

(1) 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に
関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

(2) 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第5章 県外の原子力施設事故対策

群馬県内には原子力施設※₁が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※₂にも本県の地域は含まれていない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては大量の放射性物質が放出し、それまでの想定を超える事態が発生した。

また、県は空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施した。

このため、この経験を踏まえて県外の原子力施設の事故を想定した対策を計画し、町、県、その他の関係機関等が実施すべき対策や連携体制の整備を推進することで、住民の不安を解消する。

※1 「原子力施設」は、原子力規制委員会が原災法第6条の2第1項に基づいて定める「原子力災害対策指針」の対象施設をいう。

※2 「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲は、平成27年12月1日現在、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

なお、県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて随時本対策を見直すものとする。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編による。

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 情報の収集・連絡体制等の整備	保健課（環境係）	原子力事業者等
2 環境放射線モニタリングの実施		

県外の原子力施設事故の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、町、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 環境放射線モニタリングの実施

町は、他県での原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平時から町内の公共施設における環境放射線モニタリングを継続する。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡		県
2 モニタリング体制の強化	保健課（環境係）	県
3 住民等への情報伝達		県
4 水道水、飲食物の摂取制限	保健課（環境係）、建設水道課（水道係、庶務係）、農林課	県、甘楽富岡農業協同組合
5 風評被害等の未然防止	農林課、商工観光課	県
6 廃棄物の適正処理	保健課（環境係）	県、甘楽西部環境衛生施設組合
7 各種制限措置の解除	各担当課	県
8 避難者の受入れ	総務課（地域安全係）	県

県外の原子力施設事故が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努める。

なお、県は、必要に応じて収集した情報を町、その他の関係機関へ提供する。

2 モニタリング体制の強化

（1）空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国、町、関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図る。

（2）水道水の放射性物質検査

水道事業者は、水道水の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

（3）農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

（4）焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集、把握する。

3 住民等への情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

県は、町、国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

県は、防災行政無線等により町に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。

また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。

また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。

県は、伝達する情報について、国の原子力災害対策本部、原子力施設の立地県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。

県は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

(2) 相談窓口等の設置

県は、町や国等と連携し、必要に応じて速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

県は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

(3) 避難者等への表面汚染測定の実施

県は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する。

(4) 避難者等への除染の実施

県は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保して実施する。

4 水道水、飲食物の摂取制限

(1) 水道水の摂取制限等

県は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、水道事業者に対して摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。

(2) 飲食物の摂取制限等

県は、原子力災害対策指針、食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

(3) 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県は、原子力災害対策指針、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、町、関係団体（甘楽富岡農業協同組合）、生産者等に要請する。

(4) 食料及び飲料水の供給

県は、町と協力して関係住民への食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を講ずる。

(5) 上下水処理等副次産物の利活用について

県は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じる。

5 風評被害等の未然防止

県は、国及び町と連携し、また、報道機関等の協力を得て、各種モニタリングの結果等を踏まえた農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

6 廃棄物の適正処理

県は、町と連携し、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督する。

7 各種制限措置の解除

県、町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

8 避難者の受入れ

町は、原子力災害の発生により県外から避難者の受入れ要請があった場合、一時避難場所を確保するとともに、公共施設等を活用し避難者の受入れに努める。

なお、浜岡原子力発電所で災害が発生した場合、県内に静岡県牧之原市の避難者の受入れが計画されており、県と調整の上、避難者を受入れる。

第3節 災害復旧対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 モニタリングの継続実施と結果の公表	保健課（環境係）	県、原子力事業者等
2 風評被害等の影響軽減	農林課、商工観光課	県
3 健康への影響と対策の検討	保健課（保健推進係、保健予防係）	県

県外の原子力施設事故が発生した際は、迅速かつ円滑な災害復旧のため、次の措置を講じる。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 モニタリングの継続実施と結果の公表

県は町と連携し、また、必要に応じて原子力事業者その他関係機関と協力し、空間放射線量率のモニタリング、水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続し、その結果を速やかに公表する。

2 風評被害等の影響軽減

県は、国及び町と連携し、また、報道機関等の協力を得て、各種モニタリングの結果等を踏まえた農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

3 健康への影響と対策の検討

県は、モニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の特任家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

第6章 火山災害対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 火山に関する知識の普及	総務課（地域安全係）	
2 事前対策の検討	各担当課	

火山災害の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 火山に関する知識の普及

町は、火山の噴火による降灰によって生じる被害等について、住民に対して周知する。

2 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される事態について、事前対策を検討する。

- (1) 町民の健康被害への対策
- (2) 降灰による停電、空調機器の支障等への対策
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等の被害軽減対策
- (5) 上水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 火山情報の収集・伝達	総務課（地域安全係）	気象庁、前橋地方気象台、県 富岡警察署、道路管理者
2 交通安全の確保		
3 火山灰の除去	保健課（環境係）	
4 町民の健康被害への対応	保健課（保健推進係、保健予防係）	

火山災害が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 火山情報の収集・伝達

(1) 収集する情報

町は、日光白根山、草津白根山及び浅間山の噴火が確認された場合、火山に関する情報を収集する。

【収集する情報】

収集する情報
火山（降灰）情報、気象予警報、気象情報
降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること
火山灰の除去及び処理に関すること

(2) 火山（降灰）情報

ア 降灰による被害状況の調査

町は、町内で降灰が確認された場合、降灰の有無、堆積の状況等を調査する。

イ 降灰に関する重要な情報の伝達

町は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、地区等の住民組織、自主防災組織等に通報するとともに、富岡警察署・富岡甘楽広域消防本部の協力を得て住民に周知する。

(3) 降灰予報

町は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。

【降灰予報】

区分	内容
降灰予報 （定時）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 （速報）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表 ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 （詳細）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

(4) 火山情報の伝達

風水害等対策編 第3部第1章第1節を準用する。

2 交通安全の確保

道路管理者及び富岡警察署は、降灰時の視界不良による事故等の発生を防ぐため、交通規制を実施する。

3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として当該土地の所有者等が行う。

町は、各家庭等から排出された火山灰の回収、処分を実施する。

4 町民の健康被害への対応

町は、必要に応じて健康相談等を実施する。

第3節 災害復旧対策

火山災害が発生した際は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて復旧作業を実施する。

第7章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 火災に強いまちづくり	総務課（地域安全係）	県、富岡甘楽広域消防本部
2 大規模な火事災害防止のための情報の充実		県、前橋地方气象台
3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	総務課（地域安全係）、消防団、保健課（保健推進係、保健予防係）	県、富岡甘楽広域消防本部、自衛隊、医療機関

大規模な火事の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 火災に強いまちづくり

(1) 火災に強いまちの形成

県、町、富岡甘楽広域消防本部は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- オ 耐震性貯水槽、備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

県及び町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

(4) 一般住宅への火災警報器の設置

町及び富岡甘楽広域消防本部は、住宅用火災警報器の設置を促進する。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努める。

(2) 火災気象通報

前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県に通報する。

県は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを町に通報する。

(3) 火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

富岡甘楽広域消防本部、県警察、自衛隊、県及び町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

県、町、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

富岡甘楽広域消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

その他、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 災害情報の収集・連絡	総務課（地域安全係）	県、富岡甘楽広域消防本部
2 消火活動	消防団	県、富岡甘楽広域消防本部

大規模な火事が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 町における災害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 富岡甘楽広域消防本部における災害情報の収集・連絡

富岡甘楽広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

2 消火活動

(1) 住民、自主防災組織、企業による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災についてその消火に協力する。

(2) 消防機関による消火活動

富岡甘楽広域消防本部は、次の活動を行う。

ア 速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

イ 管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。

ウ 県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事に要求する。

第5部 事故・火山・火災災害等対策

第7章 大規模な火事災害対策

エ 具体的な消防活動は、消防計画による。

第3節 災害復旧対策

大規模な火事災害が発生した際は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて復旧作業を実施する。

第8章 林野火災応急対策

第1節 災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 林野火災に強い地域づくり	農林課（林業係）	県、関東森林管理局
2 林野火災防止のための情報の充実		県、関東森林管理局

林野火災の予防のため、次の対策を推進する。

また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害等対策編第2部「災害予防対策」に準じて実施する。

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 総合的事業計画の作成

林野火災の実情により、町は、県と協議して、「林野火災特別地域」を決定し、当該地域の特性に配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図る。

(2) 防火に資する林道の整備

県、町及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(3) 監視パトロール等の強化

県、町及び関東森林管理局は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

2 林野火災防止のための情報の充実

風水害等対策編 第5部第7章第1節「2 大規模な火事災害防止のための情報の充実」に準じて実施する。

第2節 災害応急対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 消火活動	消防団	県、富岡甘楽広域消防本部
2 二次災害の防止活動	農林課（林業係）	県、関東森林管理局

林野火災が発生した際は、次の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第3部「災害応急対策」に準じて実施する。

1 消火活動

(1) 被災地域内の消防機関等による消火活動

ア 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

イ 富岡甘楽広域消防本部による消火活動

消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施する。

また、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努める。

(2) 被災地域外の消防機関等による応援

ア 被災地域外の消防機関による応援

被災地域外の消防機関は、被災地域内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動する。

イ 県及び自衛隊による応援

県は、防災ヘリコプターによる空中消火について被災地域内の消防機関から要請を受けたときは、直ちに空中消火を実施する。

また、県内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく他県の防災ヘリコプターの応援を要請し、又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣を要請する。

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターによる空中消火又はジェットシューター等による地上消火を行う。

2 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、県、関東森林管理局及び町は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止施策として、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。

第5部 事故・火山・火災災害等対策

第8章 林野火災応急対策

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行い、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第3節 災害復旧対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施	農林課（林業係）	公共施設の管理者
2 林野火災跡地の復旧		県、関東森林管理局、森林所有者

林野火災が発生した際は、迅速かつ円滑な災害復旧のため、次の措置を講じる。

また、この対策に定めのない事項は、風水害等対策編第4部「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

2 林野火災跡地の復旧

県、関東森林管理局及び森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施する。

下仁田町地域防災計画

風水害等対策編

令和6年3月

編集発行 下仁田町防災会議

事務局 下仁田町総務課

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

TEL 0274-82-2111

FAX 0274-82-5766